

一人ひとりが輝く生き方応援プラン はつかいち

(第3次廿日市市男女共同参画プラン)

～ ともに創る、人・まち・あした ～



令和8(2026)年3月

ちょうどいい、みつけた。

廿日市市

はつかいちし

はじめに

本市では、平成 17（2005）年 3 月に「廿日市市男女共同参画プラン」を、平成 27（2015）年に「第 2 次廿日市市男女共同参画プラン」を策定し、性別にかかわらず互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策に取り組んでまいりました。

この間、人口減少や少子高齢化の加速、ライフスタイル・価値観の多様化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響、働き方の変化などの社会・経済情勢の変化に伴う新たな課題が生じています。

また、これまでの取組により、男女共同参画社会に対する理解は深まりつつあり、固定的役割分担意識の払拭などに改善がみられるものの、方針決定過程への女性の参画が十分に進んでいないことや家事・育児・介護等の負担が女性に偏っていることなど男女の性差による課題が今もなお存在しています。

このような状況を踏まえ、第 2 次プランの計画期間が令和 8（2026）年 3 月に終了することから、これまでの成果と課題を検証するとともに、法制度や社会情勢の変化、国・県の計画などを踏まえ、このたび「一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち（第 3 次廿日市市男女共同参画プラン）」を策定しました。

本プランは、これまでの本市の男女共同参画プランを継承しつつ新たな課題にも対応することとし、引き続き、固定的性別役割分担意識の払拭に向けての啓発や方針決定過程への女性参画を推進していくとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や家庭内でパートナー同士が協力して家事・育児に取り組む「共働き・共育で」意識の醸成、男性の育児休業等の取得促進など多様な働き方や暮らし方の実現に取り組んでまいります。

また、DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止、女性の活躍推進や困難な問題を抱える方への支援のほか、性的マイノリティの方に関する理解の促進にも取り組んでまいります。

今後は、このプランに基づき、市民の皆様をはじめ、事業所・関係団体・関係機関の皆様と連携・協働し、積極的に男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願いします。

最後に、本プランの策定にあたり、貴重なご意見をいただきました男女共同参画推進懇話会の委員の皆様をはじめ、アンケート、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様方に心より感謝申し上げます。

令和 8（2026）年 3 月

廿日市市長 松本 太郎



目次

第1章 プランの策定にあたって	
1 プラン策定の趣旨	1
2 プラン策定の背景	2
3 プランの位置付け	5
4 プランの構成	6
5 プランの期間	6
6 プランの策定方法	6
第2章 男女共同参画社会※を取り巻く廿日市市の現状	
1 統計データからみた廿日市市の現状	8
2 第2次廿日市市男女共同参画プラン（後期実施計画）数値目標の達成状況	12
3 現状と課題	14
第3章 基本計画	
1 基本的な考え方	17
2 基本目標	18
基本目標Ⅰ 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり	18
基本目標Ⅱ 男女共同参画社会※を実現するための人づくり	18
基本目標Ⅲ 性別にかかわらず誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり	19
3 市、市民、事業者の役割	20
4 プランの体系	22
5 プランの内容	23
基本目標Ⅰ 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり	23
基本目標Ⅱ 男女共同参画社会※を実現するための人づくり	29
基本目標Ⅲ 性別にかかわらず誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり	32
第4章 前期実施計画（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）	
1 計画の位置付け	36
2 計画の期間	36
3 計画の内容	36
具体的取組の内容	37
4 計画の数値目標	45
第5章 プランの推進体制	
1 推進体制	48
2 関係機関、市民、関係団体等との連携	48

資料

市民アンケート調査等の結果概要	49
用語解説（50音順）（本文中に※とつけた用語の解説）	62
男女共同参画社会基本法	65
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	68
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）	74
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	78
広島県男女共同参画推進条例	86
廿日市市男女共同参画推進懇話会設置要綱	88
廿日市市男女共同参画推進懇話会委員名簿	89
廿日市市男女共同参画推進本部会設置要綱	90
廿日市市男女共同参画推進本部会委員名簿	91
一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち（第3次廿日市市男女共同参画プラン）策定	
職員ワーキング委員名簿	92
一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち（第3次廿日市市男女共同参画プラン）策定の経緯	93



第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

平成11（1999）年に施行された「男女共同参画社会基本法[※]」（以下「基本法」という。）では、男女共同参画社会[※]の実現を「21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題」の一つとして位置付けています。

人口減少・少子高齢化が急速に進む中で、性別にかかわらず誰もが互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会[※]の実現は、地域社会の活力を維持する上で喫緊の課題となっています。

本市では、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会[※]の実現に向けて、平成17（2005）年に基本法に基づき、「廿日市市男女共同参画プラン」、平成27（2015）年に第2次廿日市市男女共同参画プラン（以下「第2次プラン」という。）を策定し、男女共同参画の様々な施策に取り組んできました。

こうした取組を推進する中、男女共同参画に対する理解や意識は着実に浸透してきているものの、依然として家事や育児は女性に偏っているほか、家庭や地域、職場などの様々な場面では、未だにアンコンシャス・バイアス[※]（無意識の思い込み）が根強く残っていることや方針決定過程への女性の参画が進みにくい状況もあるなどの課題があることから、引き続き様々な取組を進めていく必要があります。

さらに、ドメスティック・バイオレンス[※]（以下「DV[※]」という。）の防止対策、ワーク・ライフ・バランス[※]や女性活躍の推進、働き方の見直し、性的マイノリティ[※]の方に対する配慮・理解増進等、多くの課題への対応も求められています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大時の緊急事態宣言等による雇用・所得への影響等が男性に比べて女性の方が多かったことや、こうした非常時にDV[※]や性暴力等の被害を受けるリスクが高まる問題も顕在化しました。さらに、暴力に加え、貧困、孤立といった困難に複合的に直面している場合も少なくありません。個人の尊厳が守られ、安全かつ安心して暮らせる社会を築く上で、包括的な相談・支援体制が求められています。

こうした認識のもと、第2次プランの期間が令和7（2025）年度で終了することから、これまでの取組を継承しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題を踏まえ、男女共同参画社会[※]の実現に向けての施策を一層推進するため、「一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち（第3次廿日市市男女共同参画プラン）」（以下「本プラン」という。）を策定するものです。

※ なお、本プランにおいて、「男性」、「女性」及び「男女」の表記については、性自認や性表現、性的指向など、性の多様性を尊重した上で使用しています。



2 プラン策定の背景

(1) 国の動き

平成11（1999）年に基本法が施行され、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法^{*}」という。）の改正や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV^{*}防止法」という。）が制定され、その後も改正等を通じて各種制度の整備が進められてきました。

さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」などの新たな法律が施行され、多様な課題に対応する取組が職業分野や政治分野にも広がっています。

また、平成30（2018）年には、「働き方改革関連法」が成立し、労働時間法制の見直しなどが順次行われ、働き方を見直してワーク・ライフ・バランス^{*}を推進する体制が整備されてきました。

令和2（2020）年には、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が定められました。

令和5（2023）年には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性の多様性への理解を深める取り組みが求められています。

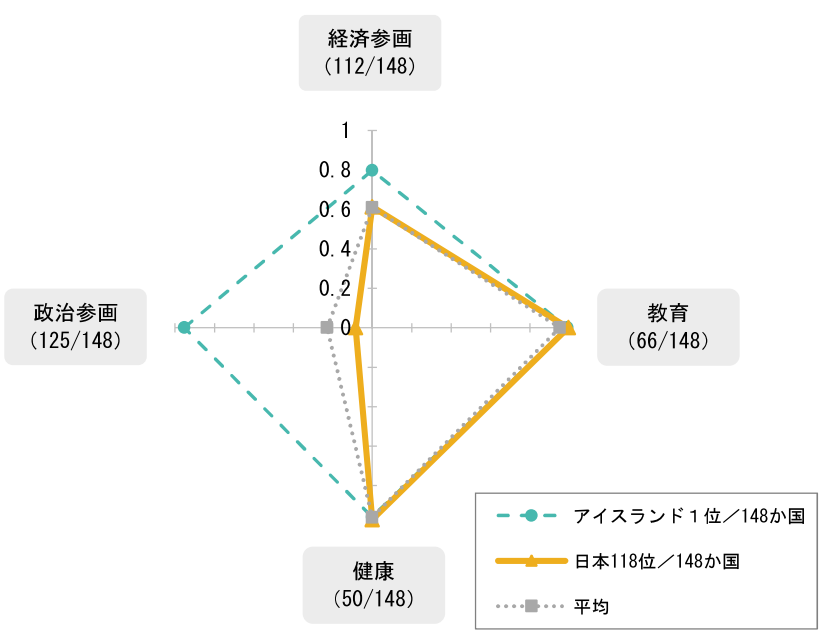
令和6（2024）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）が施行され、様々な困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備や、関係機関と連携した支援の推進が求められています。

令和8年（2026）年3月には、新しい課題への取り組みを体系的に進める「第6次男女共同参画基本計画」が策定されました。

こうした各種取組が行われているものの、世界経済フォーラムが公表する各国における男女間の格差を測る国際的な指数の一つである「ジェンダー・ギャップ指数」において、令和7（2025）年では148か国中118位と低くなっており、特に政治分野や経済分野における女性の参画の遅れが指摘されています。

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

順位	国名	値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
9	ドイツ	0.803
32	カナダ	0.767
35	フランス	0.765
42	米国	0.756
85	イタリア	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
116	セネガル	0.670
117	アンゴラ	0.668
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663
120	ブルキナファソ	0.659





(2) 広島県の動き

わたらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画〈第5次〉）

広島県においては、令和2（2020）年度に「わたらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第5次））」（以下「第5次計画」という。）が策定されました。

第5次計画では、「仕事と暮らしの充実」「男女双方の意識改革」「安心して暮らせる環境の整備」「推進体制の整備」という4つの領域を定め、5年後の「目指す姿」を見据えながら施策の展開を図る構成になっています。

第5次計画では、「性別にかかわらず誰もが、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会*の実現」を目指す将来像と定めて、様々な取組を進めることとしています。

(3) 考慮が必要な社会情勢の変化

① 少子高齢化と人口減少の進行

人口減少と少子・高齢化が進むことにより、労働力人口の不足や地域等におけるコミュニティ維持等がより厳しい状況になることが予想されています。

こうした中で、性別にかかわらず誰もが個性や能力を十分に発揮し、職場や地域社会など様々な場面での活躍を推進することは、地域社会の担い手の確保や、多様な視点により経済社会の持続可能性の向上にもつながることから、性別にかかわらず誰もが能力を発揮して働ける環境の整備や、誰もが活躍できる意識改革を積極的に進める必要があります。

② 女性活躍推進や働き方改革に関する法律・制度の整備

女性の職業生活における活躍を推進するため、女性活躍推進法の改正により一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大されるなど、働く場における女性活躍の取り組みが進められています。

また、働き方改革関連法の施行により、長時間労働の是正や柔軟な働き方の推進など、働き方の見直しが進められています。

さらに近年では、ハラスメント防止対策の強化や仕事と健康の両立支援など、働く人が安心して能力を発揮できる職場環境の整備が求められています。

こうした制度の動きも踏まえ、職場における女性の活躍を一層推進していくことが求められています。

③ 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変化

人生100年時代と呼ばれる、高齢社会を見据え、企業も多様な人材が活躍できるように、従来のような男性中心の働き方ではなく、すべての人々が、それぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるようになることが求められています。

また、人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家庭生活の両立ができる環境の整備、固定的性別役割分担意識*や性差に関する偏見の解消に取り組む必要があります。



④ デジタル社会の進展

情報通信技術の発展やデジタル化の進展により、社会や働き方、生活様式は大きく変化しています。テレワークなど場所や時間にとらわれない働き方の普及は、育児や介護などのそれぞれの状況や生き方に応じて多様な働き方・暮らし方が可能となるなど、働き方や暮らし方、生活スタイルに変革をもたらすと見込まれています。

誰もがその恩恵を享受できるよう、キャリアアップやキャリアチェンジを実現するなど、デジタル技術を有効に活用していくことが求められています。

⑤ 大規模災害や世界規模の感染症などへの対応

大規模災害の発生や感染症の流行などの社会的危機においては、家事・育児・介護等の家庭責任が女性に集中しがちであることや、女性の雇用が不安定になりやすいこと、DV^{*}や性被害・性暴力の増加など、男女共同参画の観点からさまざまな課題が指摘されています。

こうした状況に対応するためには、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・危機管理の取り組みを進めるとともに、男性の家庭への参画を進め、非常時に女性に負担が集中することを未然防止するとともに、女性の就業継続等の取組や、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を進め、これらの課題が深刻化しないようにすることが求められています。

また、生活困窮やひとり親、性被害など生活上様々な困難を抱える女性に対してきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境づくりを進める必要があります。

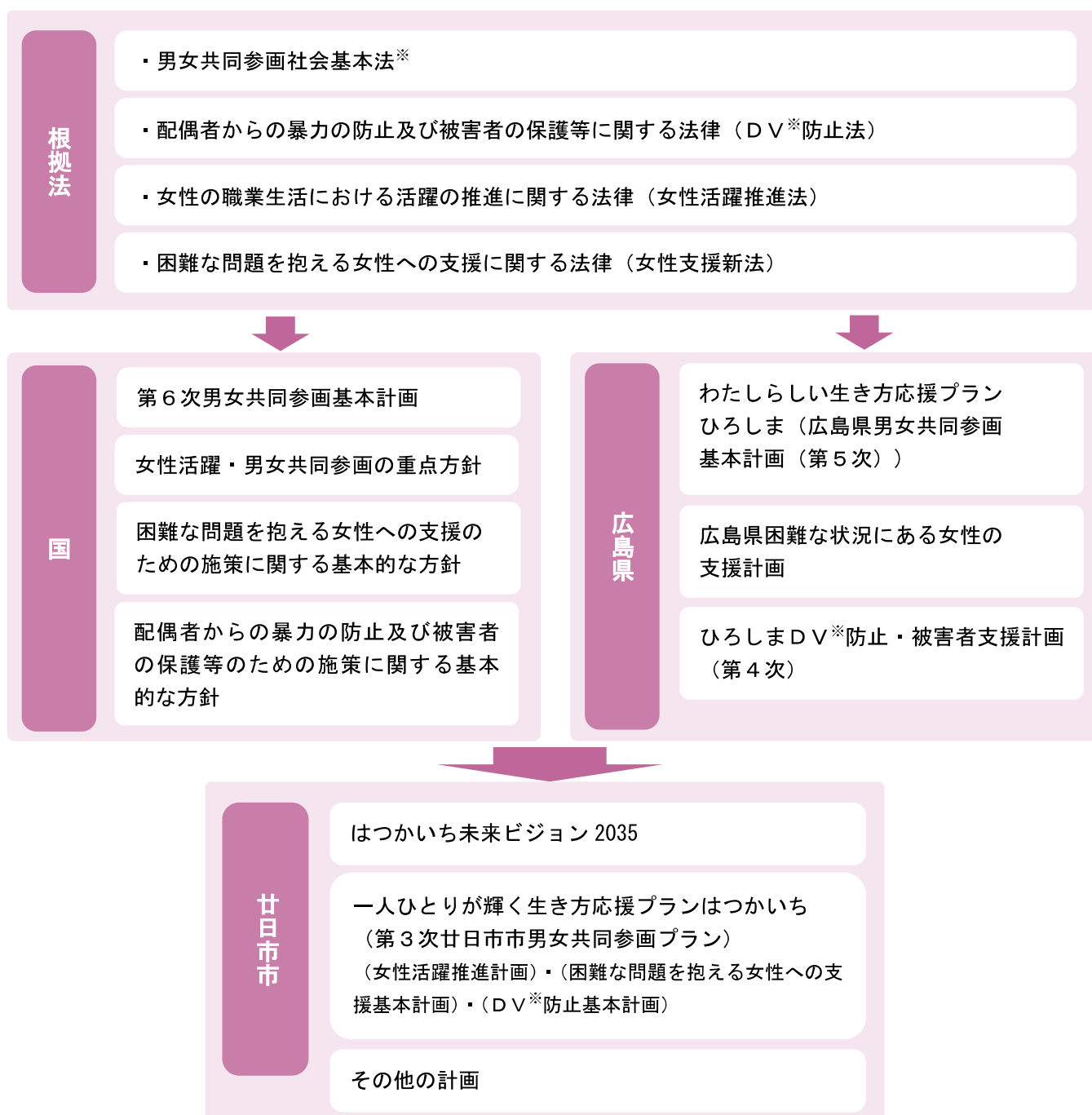


3 プランの位置付け

本プランは、基本法第14条第3項に基づく男女共同参画の推進施策を総合的かつ計画的に推進するための市町村男女共同参画計画です。

また、DV^{*}防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画（以下「DV^{*}防止基本計画」という。）、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画（以下「女性活躍推進計画」という。）、女性支援新法第8条第3項に基づく市町村基本計画（以下「困難な問題を抱える女性への支援基本計画」という。）としても位置付けます。

また、国の「第6次男女共同参画基本計画」、広島県の「わたらしい生き方応援プランひろしま（第5次広島県男女共同参画基本計画）」等、関連する計画等を勘案し、本市の上位計画である「はつかいち未来ビジョン2035（廿日市市総合計画）」及び、他の関連する個別計画と整合を図ります。





4 プランの構成

本プランは、「基本計画」及び「実施計画」から構成しています。「基本計画」は男女共同参画社会^{*}の実現に向けて基本目標を設定し、施策の方向性を明らかにするものです。「実施計画」は基本計画で示した施策の方向性に基づいて具体的取組を明らかにするものです。

5 プランの期間

本プランの期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。実施計画については、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間で前期、令和13（2031）年度から令和17（2035）年度までの5年間で後期として推進します。なお、社会情勢の変化などへの対応のため、必要に応じてプランの見直しを行います。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
基本計画（基本目標、基本方針、施策）									
前期実施計画（取組、成果指標と数値目標）									
					後期実施計画（取組、成果指標と数値目標）				

6 プランの策定方法

本プラン策定にあたっては、多様な意見を反映するため、広く意見の聴取と反映に努めました。

（1）男女共同参画社会^{*}に関する市民等アンケート調査及び事業所調査の実施

本プラン策定に先立ち、市民の男女共同参画に関する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労等に関する意識・実態等を把握し、今後の施策を検討するための基礎資料として市民、若者、中・高校生アンケート調査、事業所アンケート調査を行いました。

	市民	若者	中・高校生	事業所
調査対象	市内に在住する満18歳以上の男女2,000人（男女各1,000人）	市内に在住する満20歳以上40歳未満の若者世代の男女1,000人（男女各500人）	市内の学校に通学する中学2年生・高校2年生・特別支援学校高等部3年生	市内の商工会議所及び商工会の会員である事業所のうち200法人を無作為抽出
調査方法	郵送又はWEB方式	郵送又はWEB方式	各学校に調査票を配布し、学校ごとに実施	郵送又はWEB方式
調査期間	令和6（2024）年10月23日～11月15日	令和6（2024）年10月23日～11月15日	令和6（2024）年10月17日～11月15日	令和6（2024）年10月23日～11月15日
有効回収数（回収率）	731人（36.6%）	252人（25.2%）	1,097人（60.7%）	59事業所（29.5%）

（※調査結果の概要は、p49～p61に掲載）



(2) 各課における事業評価の実施

第2次プランに基づき推進した事業の担当課において、取組の達成度と今後の方向性について評価を行いました。

(3) 廿日市市男女共同参画推進懇話会からの意見の聴取

本プランを策定するに当たり、大学生、各種団体の代表者、学識経験者等で構成される廿日市市男女共同参画推進懇話会において、本プランに関する意見等の集約を図り、策定しました。

(4) パブリックコメント

令和7（2025）年12月に本プランの素案を市のホームページなどで公開し、広く市民の方から意見を募りました。



1 統計データからみた廿日市市の現状

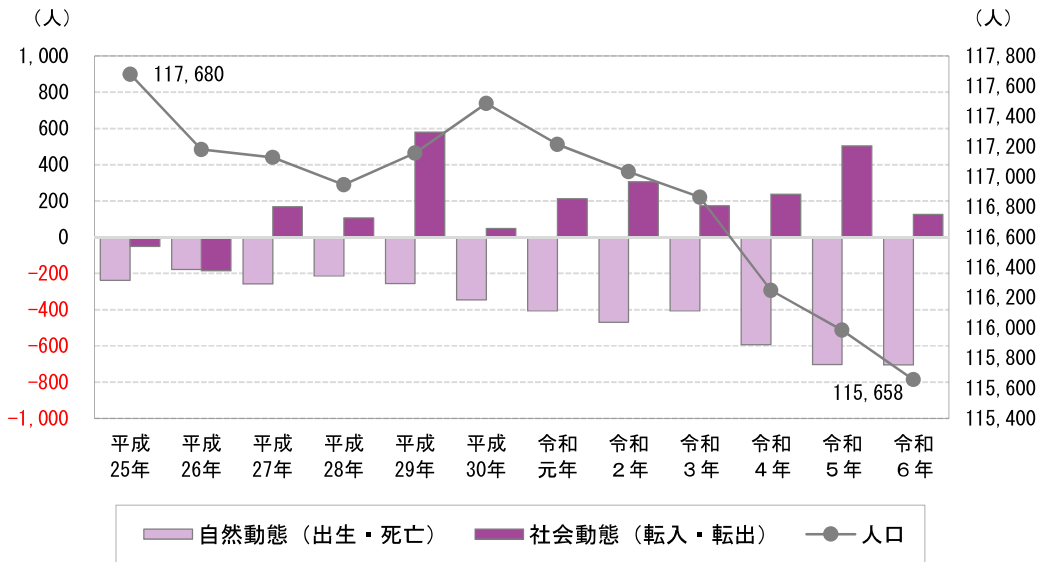
(1) 人口・人口動態の推移

本市の人口の推移は、年々増減を繰り返しながら推移し、令和6（2024）年で115,658人となっています。

年齢3区分別人口では、高齢者人口（65歳以上）の人口が年々増加しており、令和2（2020）年では、34,962人まで増加しています。

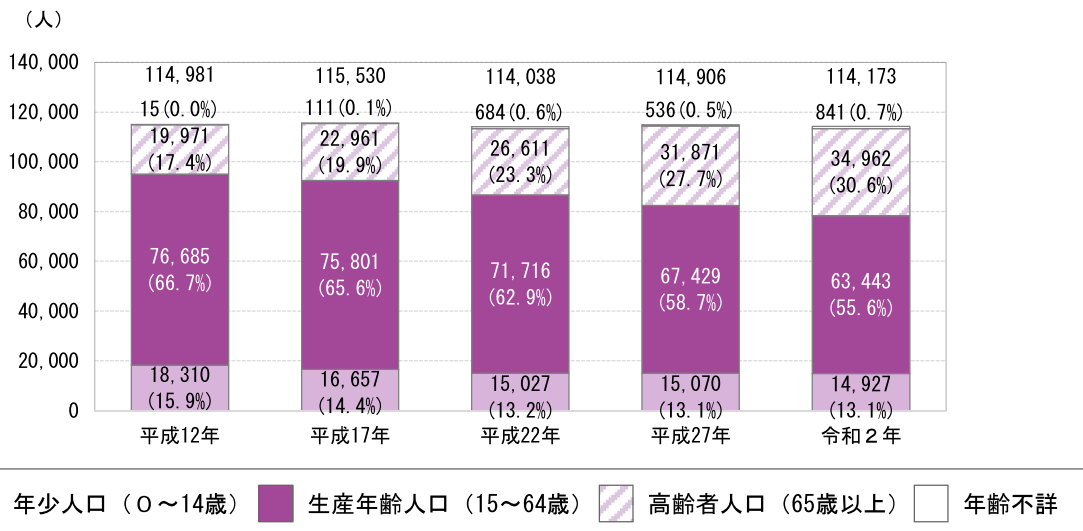
また、総世帯数は年々増加となっていますが、1世帯当たり人員は減少しており、単独世帯が増加するなど家族形態に変化がみられます。

人口動態の推移



資料：【自然動態】、【人口】：各年住民基本台帳人口 【社会動態】：各年人口移動報告（総務省）

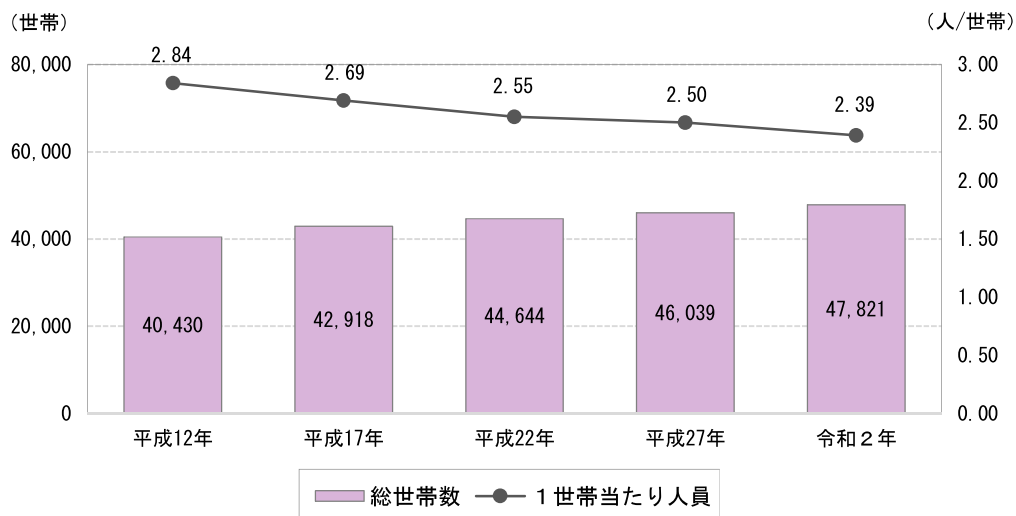
年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

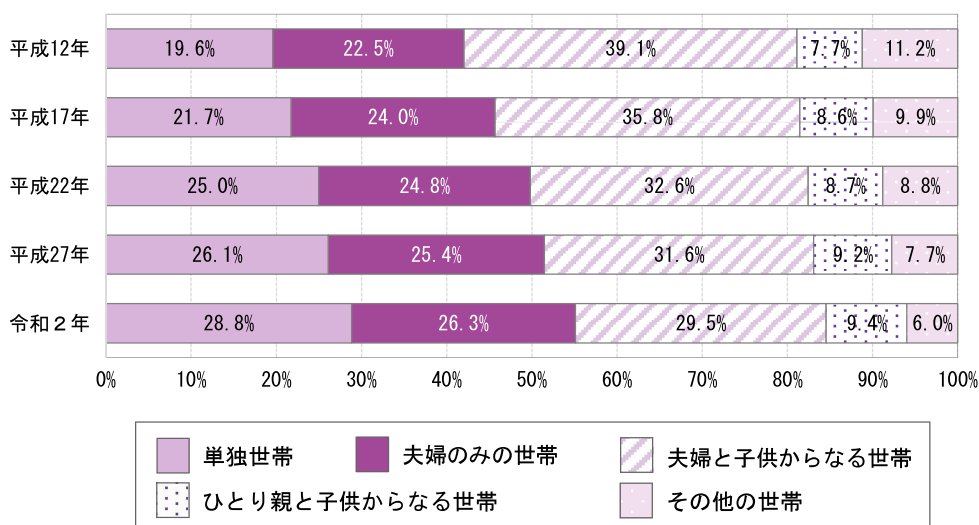


世帯数と世帯人員の推移



資料：国勢調査

一般世帯の家族類型別割合の推移



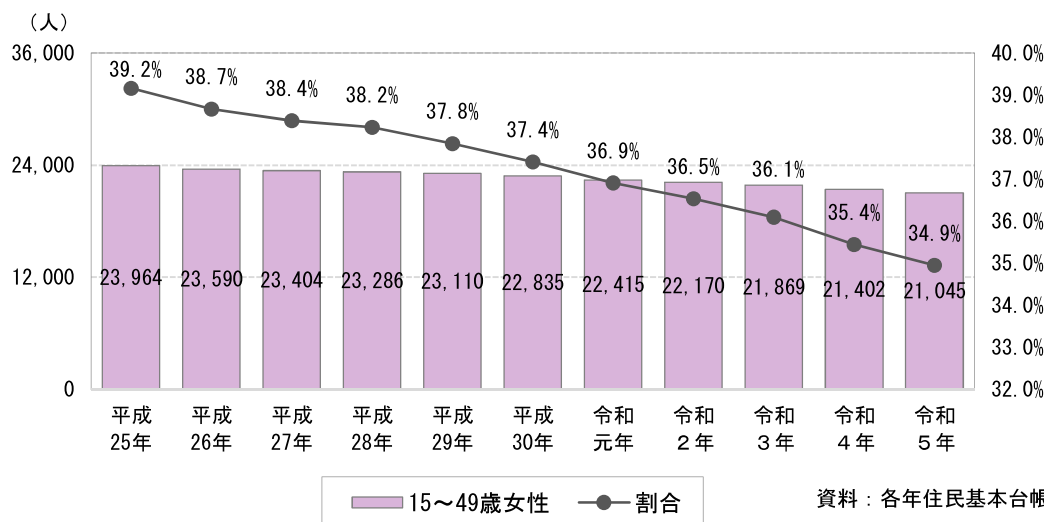
資料：国勢調査



(2) 15歳～49歳女性人口の推移

本市の15歳～49歳の女性の人口は減少傾向にあり、令和5（2023）年には21,045人となっています。

15歳～49歳女性人口・割合の推移



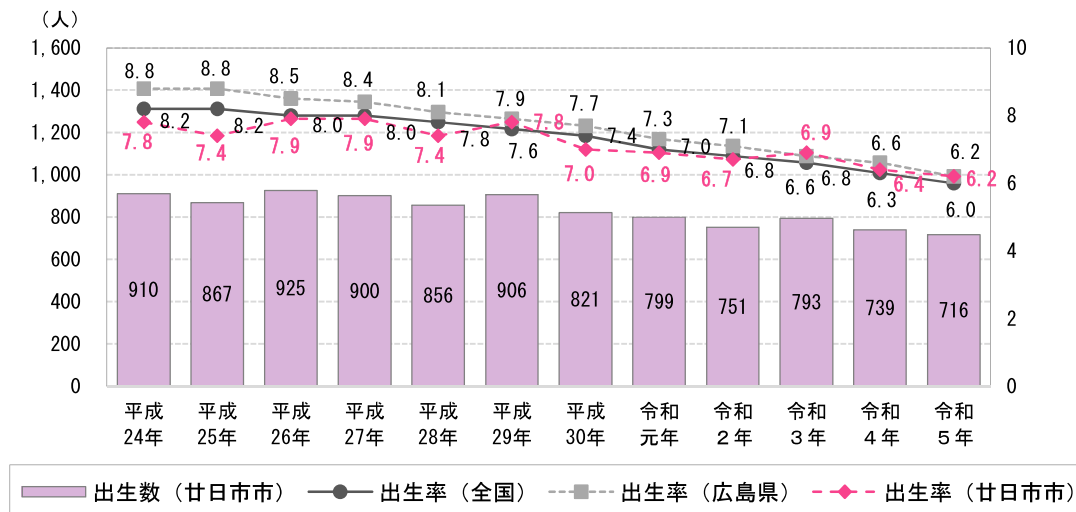
(3) 出産や婚姻の状況

出生数・出生率の推移をみると、年々増減を繰り返していますが、減少傾向となっており、令和5（2023）年の出生数は716人、出生率は6.2となっており、令和元（2019）年以降は、全国、広島県と同程度か上回っています。

本市の合計特殊出生率は年によって増減を繰り返しながら推移しており、令和4（2022）年は1.37、令和5（2023）年は1.36となっています。近年は全国平均を上回る水準で推移しており、広島県全体に対しては概ね同水準で推移しています。

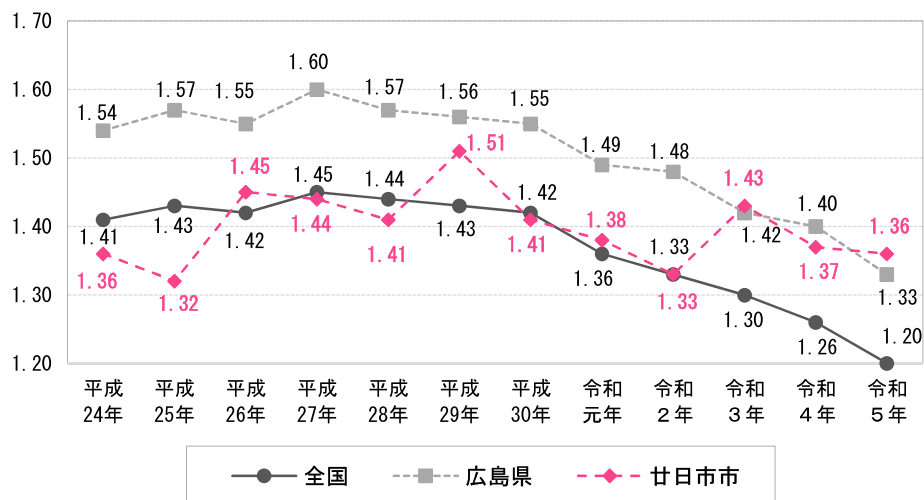
年齢別の未婚率でみると、男女どちらも40歳代の未婚率が年々増加傾向となっています。

出生数・出生率の推移



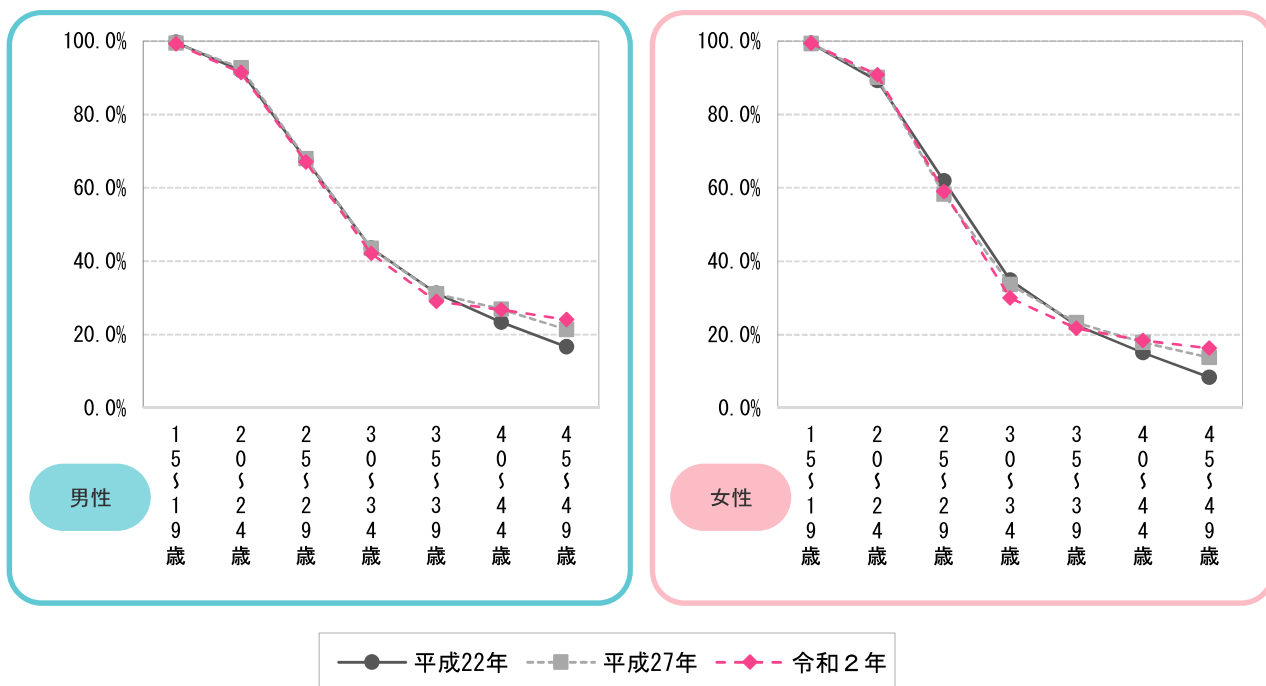


合計特殊出生率の推移



資料：【廿日市市】各年人口動態統計（厚生労働省）及び住民基本台帳人口（総務省）に基づき本市で算出、
 【広島県】人口動態統計年報、【全国】各年人口動態統計（厚生労働省）

年齢別未婚率の推移



資料：国勢調査



2 第2次廿日市男女共同参画プラン（後期実施計画）数値目標の達成状況

番号	基本目標	課題	指標名	後期実施計画 策定時 (R元年度)	目標値 (R7年度)	実績 (R6年度)	達成 状況
1	I 男女共同参画を進めるための人づくり	男女共同参画意識の浸透	社会全体での男女の平等感	13.4%	18.5%	10.7%	△
2			男女共同参画社会※の認知度	27.5%	32%	50.2%	◎
3		男女共同参画の基本的な考え方を大切にされた教育の推進・充実	学校の中での中・高校生の男女の平等感	50.6%	60%	50.4%	△
4	II 男女が生き生きと活躍する地域づくり	働く場における男女共同参画の推進	職場での男女の平等感	24.4%	28.0%	22.0%	△
5			男性の育児休業取得率	4.2%	9.0%	48.6% (R5年度)	◎
6		ワーク・ライフ・バランス※の推進	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況	91社 /4,445社	114社 /4,445社	96社 /4,220社	○
7			市職員の年次有給休暇取得日数（年間5日以上）	83% (H30年度)	100.0%	91.0%	○
8			子育て支援センター※の利用者数	1,704人日/ 月 (H30年度)	2,273人日/ 月 (R6年度)	2,683人日/ 月	◎
9			留守家庭児童会の定員	1,420人 (H30年度)	1,530人 (R6年度)	1,587人	◎
10			保育園（0～2歳）の定員	1,170人 (H30年度)	1,670人 (R6年度)	1,307人	○
11			介護サービス指定事業所・施設数	257箇所 (H30年度)	275箇所	318箇所	◎
12			家庭や地域における男女共同参画の推進	家庭での家事・育児・介護分担の満足度	71.0%	80.0%	68.7%
13		消防団員に女性が占める割合		3.5%	5.5%	5.36% (R7.4.1)	○
14		方針決定過程への女性の参画の推進	市の審議会等における女性委員の占める割合	21.6%	30.0%	26.6% (R7.4.1)	○
15			女性町内会長の割合	13.0%	20.0%	14.6% (R7.4.1)	○

※ 達成状況は「◎：目標値達成」「○：策定時から改善」「△：策定時より後退」



番号	基本目標	課題	指標名	後期実施計画 策定時 (R元年度)	目標値 (R7年度)	実績 (R6年度)	達成 状況
16	Ⅲ 男女が 安心して暮 らせる環境 づくり	生涯を通じた男 女の健康と自立 の支援	健康診断を受診して いる人の割合	40.6%	60.0% (R5年度)	40.1%	△
17		男女間の暴力の 防止と被害者へ の支援の推進	ドメスティック・バイ オレンス※の被害や加 害経験者の割合	9.3%	5.0%	9.2%	○
18			ドメスティック・バイ オレンス※予防リーフ レットの設置箇所数	97箇所	100箇所	148箇所	◎
19	Ⅳ 女性の 活躍の推進	働く場や働き方 における女性の 活躍の推進	市職員の管理職に占 める女性の割合（保育 職・消防職除く）	14.0%	20.0%	21.8% (R7.4.1)	◎
20			市内事業所における 管理職（係長以上の役 職）に占める女性の割 合	12.4%	15.0%	24.8%	◎
21			市内事業所における 女性の採用意向	63.2%	70.0%	64.4%	○
22			女性活躍法に基づく 一般事業主行動計画 策定状況	10社 /4,445社	17社 /4,445社	41社 /4,220社	◎

※ 達成状況は「◎：目標値達成」「○：策定時から改善」「△：策定時より後退」



3 現状と課題

「第2次プラン後期実施計画」では「Ⅰ 男女共同参画を進めるための人づくり」、「Ⅱ 男女が生き生きと活躍する地域づくり」、「Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境づくり」、「Ⅳ 女性の活躍の推進」の4つの目標を掲げて取り組んできましたが、継続的な課題に加え、新たな課題も明らかになっています。

プランに掲げた22数値目標の指標のうち、目標を達成した指標は9指標でした。目標未達成の13指標の内、後期実施計画策定時（令和元（2019）年）より数値が向上や状況が改善しているものが8指標であり、一定の成果はあったものと考えていますが、各分野での「男女の平等感」、「健康診断を受診している人の割合」など策定時より後退した指標も5指標あるなど今後も継続した施策の展開が必要となります。

第2次プランの達成状況や市の現状、市民意識から見てきた主な成果と課題は次のとおりです。

(1) 男女共同参画に関する環境

① 働く場における男女共同参画の推進や仕事と生活の両立支援

近年、「女性活躍推進法」や「育児・介護休業法[※]」の改正などの法整備が進み、本市においても働く場における様々な女性活躍への取組を行いました。市職員の管理職に占める女性の割合や市内事業所における管理職（係長以上の役職）に占める女性の割合は、目標を達成しました。

しかしながら、アンケート調査では、依然として職場における男女の平等感は男性優遇と感じている人の割合が高いことから、女性が働きやすい環境づくりや、労働条件全般において男女間の格差解消を促進していくことが必要です。（p 58・図19）


また、アンケート調査では、男女共同参画社会[※]に向けて行政が力を入れて取り組むべきことでは、「子育てや介護中であっても、仕事が続けられるよう支援する」との回答が44.7%と最も高く、次いで「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」と回答しています。（p 49・図8）

若者世代へのアンケート調査からも、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについて「こどもの迎えの時刻に合わせて仕事を切り上げなければならない」「こどもの病気の回復に日数を要する場合、長期間仕事を休まなければならない」が高い割合になっています。（p 51・図9）

家庭生活においては、男性の育児休暇の取得率が大きく向上するなどの改善がみられますが、家事・育児・介護等の負担は依然として女性に偏っている状況があります。（p 53・図12）（p 55・図15）

このような状況から、男女共同参画社会[※]に向けては、子育てや介護などのライフステージ[※]においても男女が働き続ける環境の整備が求められており、仕事と子育て、介護などの家庭生活を両立させることができるよう、育児・介護休業法[※]等に基づく制度の定着と活用を促進していくため、事業者や市民に対する周知・啓発を図る必要があります。また、事業者に対し、在宅勤務やフレックス制度、短時間勤務など様々な働き方が選択できる労働条件や、休暇制度を設け、多様で柔軟な職場環境の整備を働きかける取組を一層強化していく必要があります。

ワーク・ライフ・バランス[※]の推進に向け、引き続き市民・事業者に向けて普及・啓発に努めるとともに、男性の家庭への参画の促進への取組、仕事と家庭生活、地域活動などの活動を個々が希望するバランスで行える環境整備への取組や多様なライフスタイルに対応する子育て支援を行う必要があります。



② 地域における男女共同参画の推進

地域社会においては、女性が役員に就きやすい環境や仕組みづくりを整備するとともに、地域の自主的な取組への支援や、様々な分野での女性リーダーの人材育成を進める必要があります。

また、近年、頻発化・激甚化する災害への対応において、性差による影響に配慮する必要性が指摘されており、平時の地域活動から発災時、復旧・復興まで、各段階において女性の目線を取り入れていくことが重要です。

③ 方針決定過程における男女共同参画の推進

方針決定過程への女性の参画を推進するため、市の審議会等委員や市職員の管理職について、女性の登用や育成を行いました。市職員の管理職の女性の割合については、目標数値を達成したものの、審議会等における女性委員や女性の町内会長の割合は目標値を達成できておらず、女性は方針決定の場に十分に参画できているとは言えない状況となっています。

今後も女性の活躍をさらに推進するとともに、女性自身の意識や行動の変革も図っていくことが大切です。

(2) 男女共同参画に関する意識

① 固定的性別役割分担意識*の払拭に向けた啓発の推進

市では、これまで男女共同参画に関する講演会や講座の実施、パネル展示やホームページ等の様々な媒体を用いて啓発を行うなど、男女共同参画意識の浸透、固定的性別役割分担意識*の払拭等についての取組を行いました。

アンケート調査では、「男性は仕事、女性は家庭」という考えに対する賛成しない人の割合は72.8%と経年的に上昇しており、(p57・図17) 性別による固定的性別役割分担意識*は、解消されつつありますが、男女の地位の平等感については、社会全体で「平等」と感じている人の割合は10.7%であり、第2次プラン後期実施計画の策定時よりも低下しています。(p58・図18)

家族形態や働き方等の変化に伴い、男女共同参画に対する意識も確実に変化していますが、平等感については、家庭生活、地域活動、職場、政治、法律、社会通念・慣習・しきたりなど「平等になっている」と感じている人の割合が低下しています。また学校教育の場以外では、すべての分野で男性が優遇されていると感じている人の割合が未だ多数を占めており、長い時間をかけて形成されてきた固定的性別役割分担意識*や、アンコンシャス・バイアス*（無意識の思い込み）も不平等感を生み出す要因となっていると考えられます。

今後、取組の成果を上げるために、学習機会を充実させるとともに、様々な機会や媒体を通じ、あらゆる年代に対して効果的な広報や啓発活動を行う必要があります。

また、これからの本市を担うこどもたちへの男女共同参画についての教育は、学校教育や家庭教育、地域及びメディアからの情報が大きく関係していると考えられるため、学校・家庭・地域が相互の連携を十分に図りながら取り組んでいく必要があります。



② 性の多様性に関する理解の促進

性的指向・性自認についての社会全体へ認識が広がる一方で、性的マイノリティ※の方が社会的に疎外されるなど性の多様性への理解が十分でない状況があります。

本市では、多様な性への理解促進に向けた啓発事業を行うとともに、令和4（2022）年度に「廿日市市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、性的マイノリティ※の方が抱える生活のしづらさの解消に取り組んでいます。

引き続き、性の多様性や性的マイノリティ※の方に対する理解の促進につながる啓発事業等を行い、当事者が安心して暮らすことのできる社会環境の整備について取組を推進していく必要があります。

（3）安全で安心して暮らせる社会

① 生涯にわたる健康支援

健康は、理想とする生き方を実現する上で重要な基盤となるものであり、性別や年代にかかわらず、すべての人が、健康に関する正しい知識や情報にアクセスすることができ、健康の保持増進に自発的かつ積極的に取り組める環境を整えることが重要です。

平均寿命が延伸し人生100年時代を迎える中で、多様なライフコースの希望を実現するとともに、生涯にわたって自分らしく健康で自立した生活を送ることができるよう、若いうちから自らの健康と向き合い、健康づくりに取り組む必要があります。そのためには、各種健康診断の定期的な受診を促し疾病の早期発見・早期治療につなげるなど、性差や年代の違い、個人差に応じた健康支援も必要です。また、妊娠、出産等のライフステージ※に応じた切れ目のない相談支援を行うことも一層重要となります。

第2次プラン後期実施計画においては、健診を受診している割合が目標に達していないため、健診を受けやすい環境整備などにより、受診率の向上に努めていく必要があります。

② DV※等の防止と被害者への支援の充実及び困難を抱える人への支援

アンケート調査では、配偶者や恋人からされたこと・したことがある暴力の内容について、「のしる、大声でどなる」との回答は、他の暴力の内容と比べて「したことがある」、「されたことがある」、「した・された両方ある」の割合が高くなっています。（p61・図24）

DV※等は、被害者の心身に深刻な影響を及ぼす人権侵害であり、その防止と被害者の支援は重大な課題となっています。社会全体で暴力を許さないという意識を共有し、相談体制を整備し被害者への適切な支援を行う必要があります。

また、DV※等や各種ハラスメントを含め様々な困難を抱える人について一人ひとりに寄り添った支援が確実に行われるよう取組を継続・強化する必要があります。



1 基本的な考え方

本プランは、「性別にかかわらず誰もが、互いの人権を尊重し、対等なパートナーとして協力し合い、社会のあらゆる活動に自分の意思で参画することができ、喜びも責任も分かち合える社会」の実現をめざします。

プランの名称については、市民の皆様により親しみやすいプランとなるよう、「一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち（第3次甘日市市男女共同参画プラン）」としました。男女共同参画社会[※]の実現を目指し、性別や年齢にかかわらず、「一人ひとりが自分らしく」生きることができ、互いに多様な生き方や働き方を尊重し合いながら、誰もが家庭や職場、社会などあらゆる場面で活躍し「輝く」ことができる社会を目指すという思いを込めています。

キャッチフレーズを「第2次プラン」から引き継ぎ“ともに創る、人・まち・あした”とします。性別にかかわらず誰もが一緒に、お互いを尊重し合う意識、安心して活躍できる環境、甘日市市の未来を創っていくという意味を込めています。

プランの名称

**一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち
（第3次甘日市市男女共同参画プラン）**

ともに創る、人・まち・あした

計画のキャッチフレーズ



2 基本目標

国や県の動向、社会的情勢、これまでの取組の成果と課題、市民アンケート調査の結果に基づき、次の3つの基本目標を設定し、施策を推進します。

基本目標Ⅰ 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、働くことは自己実現につながるものでもあることから、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮することができる環境をつくることが重要です。

また、誰もが安心して子育てや介護をし、仕事と家庭生活・地域活動の調和（ワーク・ライフ・バランス※）が図られるためには意識の啓発、及び両立支援の充実が必要です。

人口減少の時代を迎え、地域社会における人とのつながりの希薄化や、単身世帯の増加といった要因による家族形態の変化などの中で、地域力を高めていくためには、性別にかかわらず誰もが、出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要です。

また、防災に関する政策、方針決定の場に女性の参画を促し、被災時に誰もが安心して生活できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整える必要があります。

活力に満ちた廿日市市を実現させるためには、市民の幅広い意見を反映させることが大切であり、地域、就労などあらゆる分野の方針決定過程に男女の参画が必要です。

一人ひとりの生き方、思いが尊重されるとともに、子育て、介護などの支援が充実し、自ら選択した場で生き生きと活躍できるまちを目指します。

目指す廿日市市の姿

一人ひとりの生き方、思いが尊重されるとともに、子育て、介護などの支援が充実し、自ら選択した場で生き生きと活躍できるまち

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会※を実現するための人づくり

性別にかかわらず誰もが互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において、ともに参画し、責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会※づくりを進めていくためには、今後も、男女共同参画社会※の意識の浸透、固定的性別役割分担意識※を解消するための広報・啓発を継続的かつ着実に幅広い年代に対して行うことが必要です。

こうした意識を育むためには、家庭・学校・地域における教育や学習の果たす役割が重要です。

また、性的指向・性自認についての社会全体へ認識が広がる一方で、性的マイノリティ※の方が社会的に疎外されたりするなど、性の多様性への理解が十分でない状況があることから性の多様性についての理解を深める取組が必要です。

男女共同参画社会※を実現するための人づくりを進め、性別にかかわらず誰もが互いに尊重し合い、相手の気持ちを思いやり、笑顔があふれるまちを目指します。



目指す廿日市市の姿

性別にかかわらず誰もが互いに尊重し合い、相手の気持ちを思いやり、
笑顔があふれるまち

基本目標Ⅲ 性別にかかわらず誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

誰もが安心して暮らすためには、性別にかかわらず誰もが生涯にわたって健康で過ごすことが不可欠です。そのためには、心身やその健康について正確な知識・情報を入手し、健康を享受できるよう支援をしていく必要があります。

人権尊重の観点から、DV*等については、根絶に向けた取組や、関係機関の連携を強化し被害者に対する相談体制の充実や自立に向けた支援を引き続き行います。

また、「女性支援新法」の趣旨を踏まえ、様々な困難な状況に置かれている女性への支援をしていく必要があります。

性別にかかわらず子どもから高齢者まで、住み慣れたまちで安心して、健康に暮らすことのできるまちを目指します。

目指す廿日市市の姿

性別にかかわらず子どもから高齢者まで、
住み慣れたまちで安心して、健康に暮らすことのできるまち



3 市、市民、事業者の役割

本プランでは、前述のとおり3つの基本目標を掲げています。男女共同参画社会^{*}の実現のためには、この目標に向けて、市、市民及び事業者それぞれが次のとおり役割を担いながら取組を進めることが重要です。

市の役割

- 男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。
- 市民、事業者の積極的な取組を支援します。
- 施策の実施に当たり、市民及び事業者と協働するとともに、国及び県と連携して取組を進めます。

市民の役割

- 男女共同参画社会^{*}に対し、関心を持ちます。
- 家庭、学校、職場、地域などで、男女がお互いに尊重し、協力し合い、男女共同参画の意識を持ち行動します。

市は、市民の皆さんの男女共同参画社会^{*}への関心が高まり、意識を持ち行動できるよう、積極的に情報を提供するとともに、講演会やセミナー、相談事業などを実施します。

市民の皆さんには、市からの情報を適切に受け取るとともに、市が実施する事業への参加、連携、協力することなどを通して男女共同参画社会^{*}に対し関心を持ち、家庭、学校、職場、地域などの暮らしの中で、男女共同参画の視点に立って主体的に行動することを願います。

事業者の役割

- 男女共同参画の視点に立ち、男女がともにそれぞれの能力を十分に発揮できるよう、働きやすい環境を整えます。
- ワーク・ライフ・バランス^{*}を推進します。

市は、事業者の皆さんへ男女共同参画の視点、男女共同参画に関する制度や支援、ワーク・ライフ・バランス^{*}の考え方などについて理解を深めていただけるよう、積極的に情報を提供します。

事業者の皆さんには、市からの情報を適切に活用し、男女がともにそれぞれの能力を十分に発揮できるよう働きやすい環境を整えていただくとともに、ワーク・ライフ・バランス^{*}の推進をお願いするものです。



【プランのイメージ図】

男女共同参画社会基本法*

広島県男女共同参画推進条例 の基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての中立性への配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

プランの根拠

「男女共同参画社会基本法*」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

関係計画との整合

- はつかいち未来ビジョン2035
- 男女共同参画基本計画（国）
- 広島県男女共同参画基本計画 など

一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち
(第3次廿日市市男女共同参画プラン)

“性別にかかわらず誰もが、互いの人権を尊重し、対等なパートナーとして協力し合い、社会のあらゆる活動に自分の意思で参画することができ、喜びも責任も分かち合える社会”の実現を目指します。

実現のための基本目標

基本目標

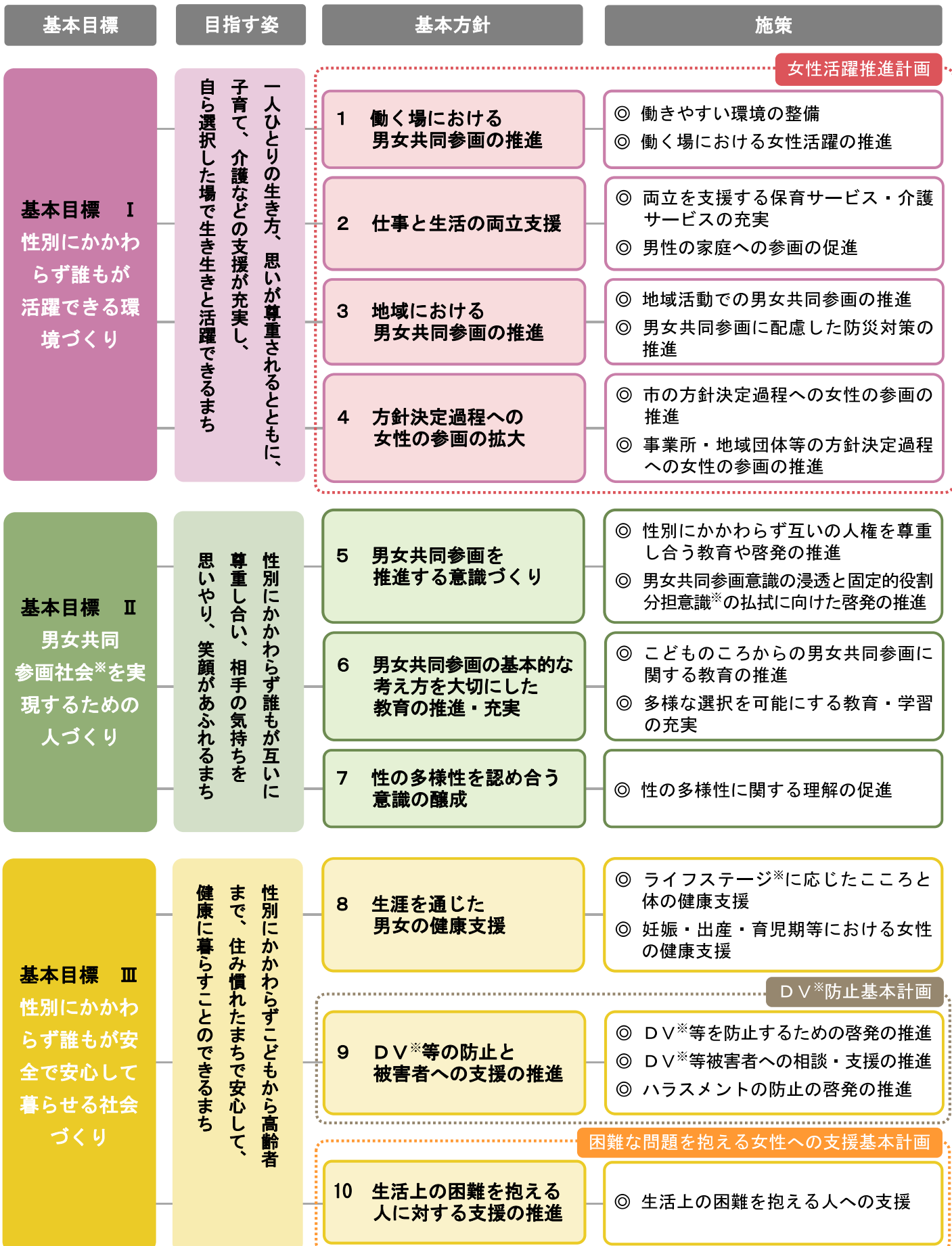
I
性別にかかわらず
誰もが活躍できる
環境づくり

II
男女共同参画社会
を実現するための
人づくり

III
性別にかかわらず
誰もが安全で安心
して暮らせる社会
づくり



4 プランの体系



5 プランの内容

基本目標Ⅰ 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり

基本方針1 働く場における男女共同参画の推進

現状と課題

男女がともに能力を発揮し、希望に応じて働き続けることができる社会の実現に向けて、働く場における男女共同参画の推進は重要な課題となっています。

近年、就業率は男女ともに上昇傾向にありますが、女性就業者の約半数以上は非正規雇用であり（p 24・図1）、女性の正規雇用比率は25～29歳をピークに低下するL字カーブ*を描いており、男女間の賃金格差の一因ともなっています。（p 24・図2）

本市では、女性の年齢階級別就業率は、出産・子育て期にあたる30歳代を底とするいわゆるM字カーブ*を描いています。（p 24・図3）

市民アンケート調査では、男女共同参画社会*を進めるために行政が力を入れるべきことについては、「子育てや介護中であっても、仕事が続けられるよう支援する」が最上位になっています。（p 49・図8）

また、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについては、「こどもの迎えの時刻に合わせて、仕事を切り上げなければならない」、「こどもの病気の回復に日数を要する場合、長期間仕事を休まなければならない」が上位になっています。（p 51・図9）

育児や介護を理由としたライフイベントに際し、仕事と家庭の両立のしづらさや特に女性においてキャリア形成が困難となる状況がみられ、その背景として長時間労働や女性への家事・育児等の負担の偏りがあります。

事業所調査によると、男女間の格差を解消するためのポジティブ・アクション（女性の採用・登用などを進めるための積極的改善措置）*の取組状況について、「今のところ取り組む予定はない」との回答は4割超となっています。（p 52・図10）

こうしたことから、雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保とともに、就労継続や再就職を希望する女性への支援が求められています。また、長時間労働の削減、ライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方ができるような支援、男性が育児・介護休業が取得しやすい職場づくり、ハラスメントの防止など働きやすい職場環境づくりの推進が必要です。

《施策》

1 働きやすい環境の整備

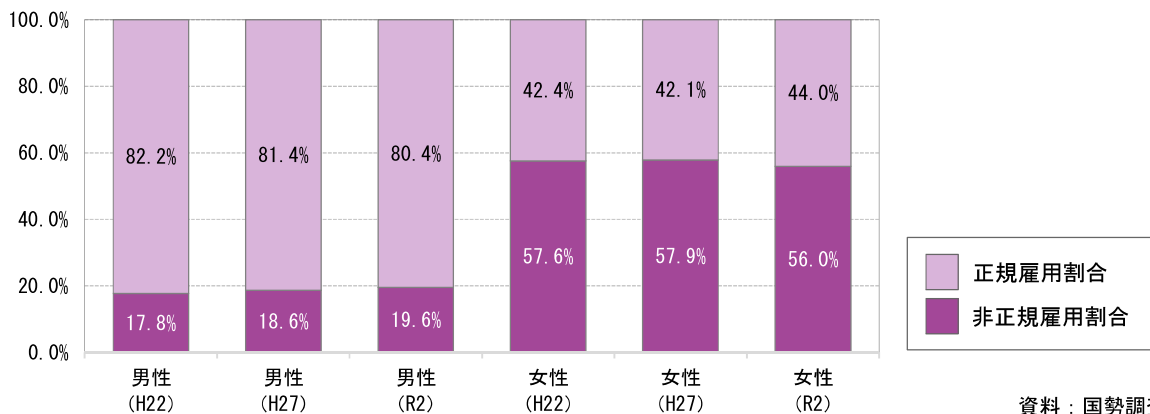
長時間労働の削減や労働生産性の向上など、働き方改革の推進とともに、多様な働き方、ハラスメント防止、安全・快適な職場環境の整備を促進します。

2 働く場における女性活躍の推進

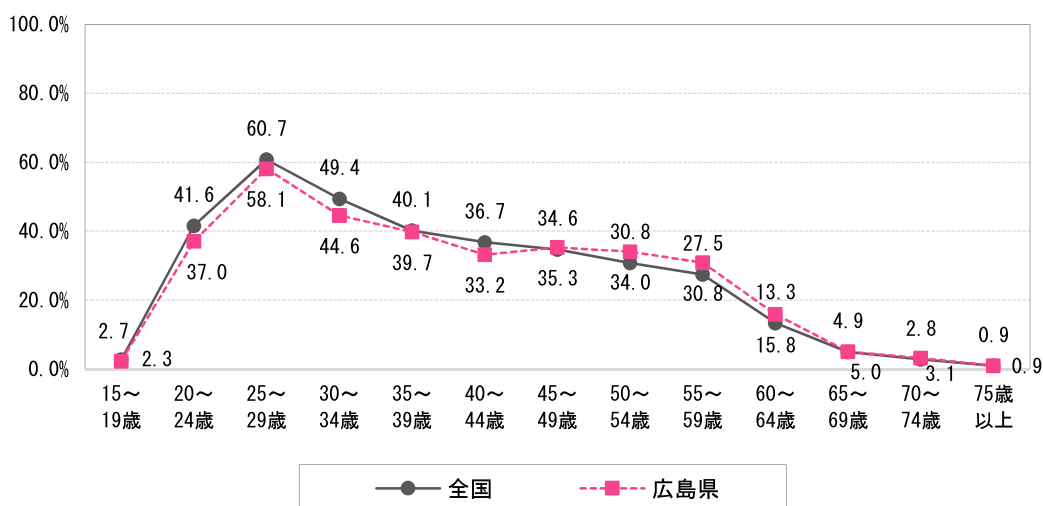
女性の活躍推進の必要性を事業所へ広く働きかけるとともに、雇用の分野において男女の均等な機会や待遇が確保されるよう、職場の環境づくりを推進します。また、働きたい女性がその能力を十分に発揮できるよう、就職、再就職、創業のための支援など多様なニーズに応じた働き方への支援を行います。



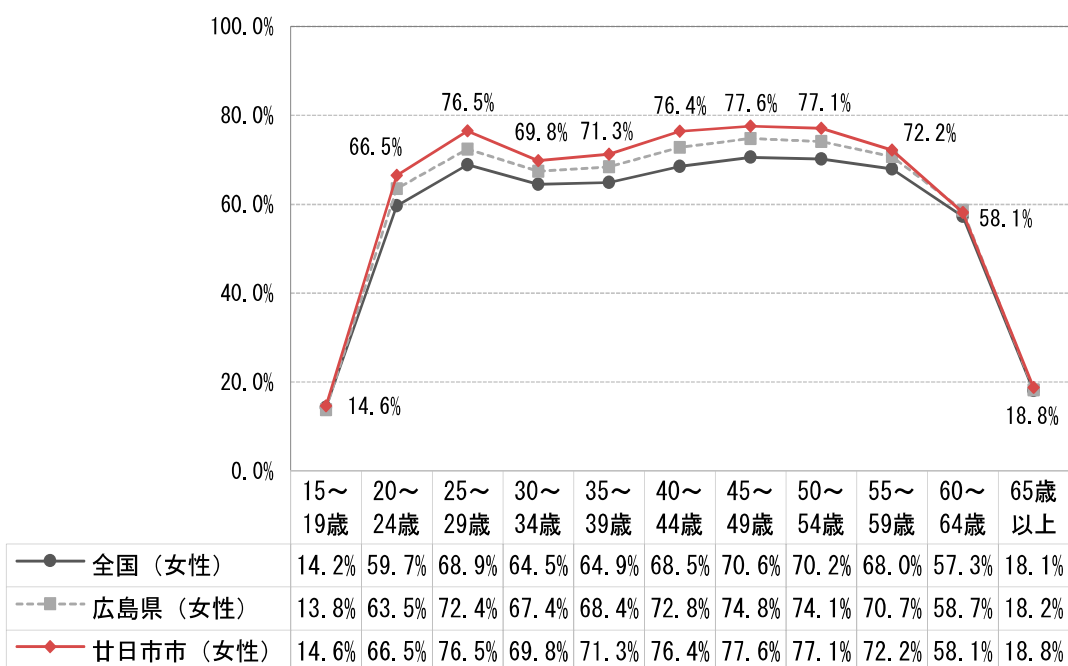
【図1】【男女別正規・非正規雇用の割合の推移】



【図2】【女性の正規雇用比率（全国・広島県）】



【図3】【女性の年齢階級別就業率の推移】





基本方針 2 仕事と生活の両立支援

現状と課題

一人ひとりが多様な生き方を選択でき、家庭や地域社会の一員として責任を分かち合いながら活動していくためには、ワーク・ライフ・バランス*の実現が重要です。

市民アンケート調査によると「仕事」、「家庭や地域生活」、「個人の生活」の優先度について、希望では、「仕事を優先したい」は2.7%であるのに対して、現実では、「仕事を優先している」が23.1%となっています。（p 52・図11）

また、1日当たりの家事・育児に費やす時間は、平日・休日どちらも男性より女性の方が費やしている時間が多くなっています。（p 53・図12）

若者アンケート調査では、配偶者（パートナー）にしてほしいと思うことでは、女性が男性に求めることは、家事よりも育児についての要望が多くなっています。（p 54・図13）

男女がともに働きやすい社会環境をつくるために必要なことは、「家事や育児介護などに協力して取り組む」、「育児休業や介護休業を利用しやすくする」、「保育や介護のサービスを充実させ誰もが利用しやすくする」、「残業を減らす・労働時間を短縮する」が上位になっています。（p 55・図14）

少子高齢化や核家族化など、人口構造や社会環境の変化が急速に進み、女性の社会進出が進む中、豊かで活力ある社会を維持していくためには、多様化する子育て及び介護等にかかわるニーズに対応できるサービスの充実を図るとともに、ライフスタイルを見直し、男女がともに家庭的責任を担い、男性も育児休業などを取得しやすい環境づくり、男性の家事・育児・介護等の家庭生活に参画するための能力向上など、性別にかかわらず協力して家庭生活を営むことができる環境づくりが必要です。

《施策》

1 両立を支援する保育サービス・介護サービスの充実

男女がともに職業生活と家庭生活の両立を図れるよう、保育サービスの充実など、子育て支援の拡充を図るとともに、高齢化を背景として社会的問題となっている介護離職を防止するため、介護サービスの充実を推進します。

2 男性の家庭への参画の促進

家庭における男女共同参画の意識啓発を行い、男性の育児休業等の取得促進の取組を推進するとともに、男性が家事・育児・介護等の家庭生活に参画するための知識や技術を習得するための学習機会の充実を図ります。



基本方針3 地域における男女共同参画の推進

現状と課題

女性や若い世代を含め、誰もが住み続けたいと思える持続可能な地域をつくるためには、幅広い年代の男女が、まちづくりや福祉、環境、防災、防犯等の地域活動に参画することが重要です。

地域活動を支える人材は高齢化が進んでおり、必要な人数を確保すること自体が課題となっている場合もあります。そのため、性別にかかわらず誰もが参加しやすい環境を整えることは、参加者の確保や活動の持続性の観点からも重要です。

市民アンケート調査では、性別にかかわらず地域活動に積極的な参加をするために必要なことについて、全体、男性、女性すべてで「若い世代の人の意見を聞くなど誰でも参加しやすい雰囲気をつくる」、「会議などの開催時刻の配慮や会議の時間・回数の短縮を図る」、「誰もが発言しやすい雰囲気づくりをする」との回答が30%以上と高くなっています。(p56・図16)

地域での男女共同参画を進めるためには、固定的性別役割分担意識^{*}の払拭や安心して暮らせる環境整備など、誰もが参加しやすい環境づくりが重要です。

また、スポーツ分野における男女共同参画を進めるためには、性差により競技を諦めることがないよう、女性が利用しやすいスポーツ施設の整備等スポーツ競技を継続できる環境づくりの推進を図る必要があります。

防災分野における必要な対策・対応については、避難所運営に女性の視点が重要であるなど、これまでの過去の災害を踏まえ、国の指針を参考にしながら、防災対策などの計画段階において女性が参画し、男女共同参画の視点を持って、平常時から防災・災害時対策を講じておくことが必要となります。

《施策》

1 地域活動での男女共同参画の推進

地域活動において一人ひとりの能力を生かすことができるよう、固定的性別役割分担意識^{*}を見直すための啓発を行います。また、あらゆる年代の男女の地域活動への参画を促進します。

2 男女共同参画に配慮した防災対策の推進

防災・減災の取組において、男女共同参画の視点を確実に反映することが不可欠であるため、誰もが安心できる防災体制の構築を目指します。また、女性の意見が反映される体制整備や人材育成を進め、地域の防災力を強化します。



基本方針4 方針決定過程への女性の参画の拡大

現状と課題

性別にかかわらず誰もが社会の対等な構成員として、あらゆる分野での政策・方針などの立案・決定過程とともに参画することが、多様な価値観や発想が取り入れられ男女共同参画社会*を実現する基盤となり、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現のために重要です。

市民アンケートでは、「政治の場」で男女の地位が平等になっていると思う人は約7%で低い状況になっています。(p 58・図19)

政治分野における女性の政治参画の拡大は、政治に民意を反映するために重要です。市議会における女性議員は、27人中7人(令和7(2025)年4月1日現在)であり、女性議員が占める割合は、25.9%となっており広島県内では、女性議員の割合が高い市議会となっています。

市の審議会等委員の女性委員割合は、令和7(2025)年は26.6%で、令和元(2019)年の21.6%から上昇傾向にあるものの、目標の30.0%には達しておらず委員に占める女性の割合はまだ十分でない状況にあります。(p 28・図4)

市内事業所アンケート結果では、女性管理職の割合は増加しているものの、課長相当職以上に占める女性は14.4%と男性の割合が高い状況となっています。(p 28・図5)

地域活動の場では、令和7(2025)年度の「町内会長に占める女性割合」は14.6%であり数値目標の20.0%に達していません。(p 28・図7)地域で生活する様々な人が主体的に地域づくりにかかわることが、地域力を高めることにつながるため、町内会等の話し合いの場に女性の参画が必要です。

あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画を進めるため、市が率先して女性の登用を進めるとともに、事業所や地域団体活動においても女性の参画・活躍の機会を広げていくため、情報や学習機会の提供を行い、社会全体の理解の促進を図る必要があります。

《施策》

1 市の方針決定過程への女性の参画の推進

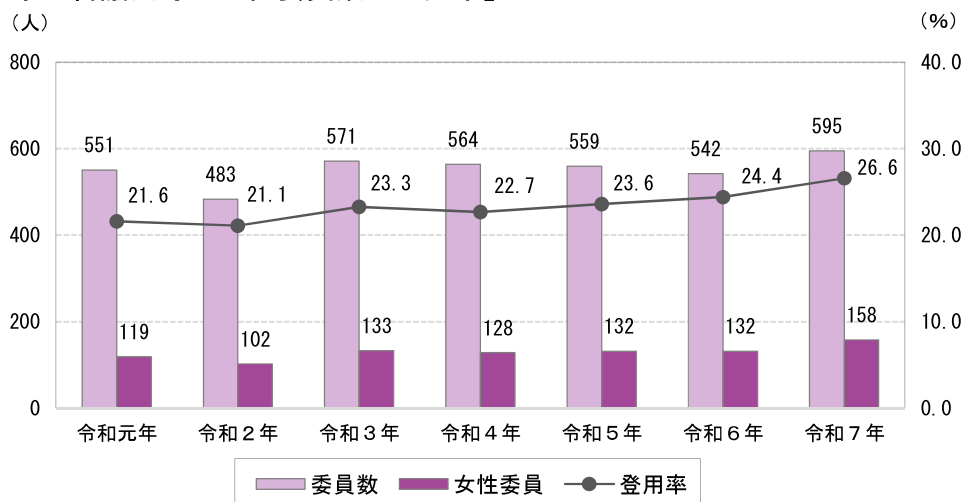
市の施策の展開に多様な視点を反映するため、審議会等への女性の参画を促進するとともに、市の女性職員の職域拡大及び管理職への登用を推進します。

2 事業所・地域団体等の方針決定過程への女性の参画の推進

地域のあらゆる場の意思決定過程に多様な視点を生かすため、事業所や地域等における女性の参画を促進するための働きかけを行います。



【図 4】【廿日市市の審議会等の女性委員数と登用率】



資料：人権・市民生活課調べ

【図 5】【市内事業所における役職者に占める女性割合】 「n」は回答数

<割合>	平成 30 年 (n=38)		→	令和 6 年 (n=59)	
	男性	女性		男性	女性
部長相当職	92.1%	7.9%	→	94.6%	5.4%
課長相当職	90.7%	9.3%	→	81.4%	18.6%
係長相当職	84.1%	15.9%	→	58.6%	41.4%
係長相当職以上割合	87.6%	12.4%	→	75.2%	24.8%
課長相当職以上割合	91.1%	8.9%	→	85.6%	14.4%

資料：廿日市男女共同参画に関する事業所アンケート（令和6（2024）年）

【図 6】【市内事業所における役職別人数（係長相当職以上）】

<人数>	平成 30 年 (n=38)			→	令和 6 年 (n=59)		
	合計	男性	女性		合計	男性	女性
部長相当職	140 人	129 人	11 人	→	167 人	158 人	9 人
課長相当職	397 人	360 人	37 人	→	361 人	294 人	67 人
係長相当職	522 人	439 人	83 人	→	331 人	194 人	137 人
計	1,059 人	928 人	131 人	→	859 人	646 人	213 人

資料：廿日市男女共同参画に関する事業所アンケート（令和6（2024）年）

【図 7】【町内会長に占める女性割合】

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
女性の割合	13.9%	15.7%	14.2%	13.1%	14.6%

資料：地域振興課調べ

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会※を実現するための人づくり

基本方針5 男女共同参画を推進する意識づくり

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、性別にかかわらず誰もが互いの人権を尊重し合い、市民一人ひとりの個性と能力が十分に発揮される社会の実現が重要です。

市民アンケート調査では、「夫（男）は外で働き、妻（女）は家庭を守るのが望ましい」という固定的性別役割分担意識※について、『そう思わない（「どちらかといえばそう思わない」＋「そう思わない」）』との回答が令和6（2024）年では72.8%と、前回調査と比べてその割合は高くなっており、時代とともに意識は変わってきています。（p57・図17）

年代別でみると、『そう思う（「どちらかといえばそう思う」＋「そう思う」）』は60歳代未満では1割台半ば～約2割なのに対し、60歳以上では3割超と高くなっており、若い年齢層ほど反対意識が強く、年齢が上がるほど賛成意識が強いといった、年齢による意識差が顕著にみられます。（p57・図17）

一方、社会全体での男女の地位の平等感を経年比較でみると、どの年齢層においても「男性の方が優遇されている」と感じる割合が6割から7割程度となっています。（p58・図19）

「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成しない人が増加している一方で、制度や慣習、役割分担は依然として平等とは言い難いことも一因だと考えられます。

今後は、男女共同参画に関する意識を一層浸透させるとともに、固定的性別役割分担意識※やアンコンシャス・バイアス※（無意識の思い込み）にとらわれず、多様な生き方や働き方が尊重される社会づくりが求められています。

性別にかかわらず、一人ひとりがそれぞれの個性に合った生き方を選択することができ、それぞれの生き方を認め合うことは、個人を大切にし、互いを認め合う人権尊重の基本です。

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画できる社会の実現に向け、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識の払拭に向けた広報・啓発活動を進めていく必要があります。

《施策》

1 性別にかかわらず互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進

性別にかかわらず一人ひとりの人権を尊重する意識を形成するため、講演会や研修会などを通じて教育・啓発活動を積極的に推進します。

2 男女共同参画意識の浸透と固定的性別役割分担意識※の払拭に向けた啓発の推進

男女共同参画意識の浸透とアンコンシャス・バイアス※（無意識の思い込み）に対する気づきや固定的性別役割分担意識※を払拭するため、多様な媒体による広報や講演会等の実施等により、男女共同参画の理解の促進に努め、慣習や役割分担等の見直しにつながる啓発活動に取り組みます。



基本方針6 男女共同参画の基本的な考え方を大切にした教育の推進・充実

現状と課題

男女共同参画社会^{*}を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく認識することが重要です。長い時間をかけて形成された固定的性別役割分担意識^{*}は、根強く家庭、職場、地域社会等の中に残っており、男女共同参画社会^{*}の実現の障壁となっています。性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、活躍するためには、教育・学習の果たす役割は非常に重要であり、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実を図る必要があります。

市民アンケート調査においても、男女共同参画を進めるために、行政が力を入れるべきこととして、「学校での男女共同参画についての教育を充実する」の回答が3番目に多くなっており、学校教育や家庭教育における取組がこどもの将来を見据えた自己形成や、社会全体における男女共同参画の推進につながることから、積極的な推進が求められています。(p 49・図8)

また、男女共同参画社会^{*}を進めていくために学校教育において必要な取組については、「ジェンダーによる悩みを抱える学生が相談しやすい環境の整備」、「ジェンダーに関する基礎的な知識と平等の重要性を学ぶための授業」が上位になっています。(p 59・図21)

こうした状況を踏まえ、こどものころから人権尊重を基盤に男女平等や家庭生活の大切さについて理解を深めるとともに、固定的性別役割分担意識^{*}にとらわれず、家庭・学校・地域社会などあらゆる場に参画できる力を育むことが重要です。そのためには、キャリア教育^{*}を含めた生涯にわたる学習機会の提供や、学習成果を適切に生かせる地域社会の整備など、一人ひとりが多様な価値観や進路の中から自分に合った選択をできる教育・学習環境の充実が求められます。

《施策》

1 こどものころからの男女共同参画に関する教育の推進

人権尊重を基盤とした男女平等観の形成、男女共同参画についての理解を促進するため、こどものころから、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図ります。また、教職員・保育士等・保護者に向けての研修・啓発を行います。

2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

多様な価値観や進路を尊重し、一人ひとりが自分に合った選択をできる教育・学習環境の充実を目指し、キャリア教育^{*}や生涯学習の機会を拡大し、主体的な学びと成長を支援します。これにより、多様な人材の育成と社会参加を促進します。



基本方針7 性の多様性を認め合う意識の醸成

現状と課題

近年、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて、性のあり方の多様性についての理解を深める必要性が高まっています。こうした認識の広がりを受け、性的マイノリティ※の方への理解促進や差別解消に向けた取組が進められています。

市民アンケートでは、身近な人から性的マイノリティ※であると打ち明けられたときについて、『受け入れる（「受け入れられる」+「驚くがすぐに受け入れられる」+「時間をかければ受け入れられる」+「仕方がないので受け入れる」）』との回答が男性では約6割であるのに対し、女性では7割超と男女での差がみられました。（p 60・図22）

性的マイノリティ※の方々が偏見や差別から解放され生活しやすくなるための取組について、「生徒や市民への対応を想定し、学校教員や行政職員への研修等を行う」、「相談窓口等を充実させ、その存在を周知する」、「更衣室や制服など、性別での区別への配慮を行う」との回答が全体で高くなっています。（p 60・図23）

性的指向や性自認、身体的性、性表現といった「性のあり方」が人それぞれに多様であるという認識が社会全体に広がりつつあります。一方で、性的マイノリティ※の方に対する偏見や誤解も依然として存在しているため、当事者が安心して暮らすことのできる社会環境の整備について引き続き取組を推進していくことが重要です。

《施策》

1 性の多様性に関する理解の促進

性の多様性に関する知識と理解を深めるため、教育・啓発活動を推進するとともに、学校や職場、地域などあらゆる場面での偏見や差別を防ぎ、性の多様性を尊重する意識を醸成します。



基本目標Ⅲ 性別にかかわらず誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

基本方針 8 生涯を通じた男女の健康支援

現状と課題

性別による身体の機能や特性を十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会[※]の実現のために重要です。

女性と男性では、健康課題の内容も課題を抱えやすい時期も異なります。男女共同参画の一層の推進のためには、男女ともに自分自身及び互いの身体の特長・健康課題に対する正しい理解とそれぞれの特性に応じた健康支援が必要となります。

女性は、妊娠・出産や、月経に由来する症状、女性特有のがん、更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の配慮が求められることがあります。

また、男性においても、更年期障害を含め、性差に由来した健康課題への対応が必要です。

性別にかかわらず誰もが生涯を通じて心身ともに健康で豊かな暮らしを送れるよう、妊娠・出産・育児期の女性への健康支援を推進するとともに、男女ともにライフステージ[※]ごとに変化する心身の健康課題への認識や予防など健康支援のさらなる充実が求められます。

《施策》

1 ライフステージ[※]に応じたところと体の健康支援

男女ともに生涯を通じて健康で豊かな生活を送れるよう、壮年期・高齢期の健康づくりのための健康教室や健康相談をはじめ、ライフステージ[※]に応じた健康教育、健康診査、相談体制の充実を図ります。

2 妊娠・出産・育児期等における女性の健康支援

こどもを安心して産み育てることができるよう、妊娠・出産期における健康づくりのために健康診査や保健指導、相談などの支援を推進します。



基本方針9 DV^{*}等の防止と被害者への支援の推進

現状と課題

DV^{*}や性犯罪・性暴力、ストーカー行為などは、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会^{*}を形成していく上でこれらの根絶を図ることは重要な課題です。

近年では、インターネットを利用した性的な暴力やハラスメントも新たな問題として浮上しています。

SNSやメッセージアプリを通じた嫌がらせや誹謗中傷は、特に若年層を中心に深刻な影響を及ぼしています。

市民アンケート調査によると、配偶者や恋人からの暴力について、「ののしる、大声でどなる」といった心理的暴力の経験が、身体的暴力や経済的暴力などと比べて高くなっています。(p61・図24)

行政の相談窓口に求められる配慮としては、全体で「法律や医療の専門相談を受けられるようにする」「匿名で相談できるようにする」「相談窓口の周知を行う」との回答が高く、また「同性の相談員に相談できるようにする」との回答は女性41.8%、男性26.6%と男女で差がみられました。(p61・図25)

DV^{*}や性犯罪・性暴力、ストーカー行為、様々な場面でのハラスメントなどを社会全体で許さない意識を共有し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指すとともに、被害の未然防止・再発防止に向けた政策の実効性を高め、被害者一人ひとりに寄り添った支援が確実に行われるよう取組を継続・強化していくことが求められます。

《施策》

1 DV^{*}等を防止するための啓発の推進

DV^{*}等を防止するため、人権尊重の意識を高める教育を推進するとともに、様々な機会や媒体を通じた啓発活動を推進します。

2 DV^{*}等被害者への相談・支援の推進

相談・支援を行うとともに、DV^{*}等被害者が自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、住居確保、就労支援など、DV^{*}等被害者の状況に応じた支援を行います。

3 ハラスメントの防止の啓発の推進

地域活動や学校など様々な場面でのハラスメント事例や防止策を周知するとともに、研修会や広報活動を通じて社会全体の意識向上を図り、誰もが安心して過ごせる環境づくりに向けた啓発を推進します。



基本方針 10 生活上の困難を抱える人に対する支援の推進

現状と課題

生活上の困難に直面する人々の事情は様々です。経済的困窮をはじめとして、就労、病気、国籍、高齢、障がい、家庭の課題など多岐にわたります。また、こうした課題を複数抱えている場合もあります。

特に、女性は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、不安定な就労状況、その他様々な事情により、困難な問題が複合的でより複雑化する傾向があります。

コロナ禍や物価高騰により、女性の非正規労働者が特に影響を受けたことも指摘されています。

こうした中、令和6（2024）年4月には、「女性支援新法」が施行されました。同法では、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性等を支援対象とし、女性が自らの意思を尊重されながら、その状況に応じてきめ細やかで、支援対象者に寄り添いつながり続ける支援を受けることにより、その福祉が増進され、自立して暮らすことができる社会を実現することを目的としており、困難を抱える女性に対して必要な支援を行っていくことが求められています。

生活上の困難を抱えた人が、心身ともに健康で暮らすためには、それぞれの事情に寄り添い、その困難さを理解した上で、きめ細かな支援を行うことが必要であり、それぞれが抱える問題に応える相談体制の充実が必要です。

また、抱える問題が複合化、複雑化していることが多く、こうした困難の解決には、それぞれの問題にかかわる多様な関係機関等との連携が重要です。

《施策》

1 生活上の困難に直面する人への支援

困難な問題を抱える女性、経済的に困窮している人、ひとり親家庭の人、高齢者、障がいのある人、外国人など課題を抱える人に対するきめ細やかな相談・支援体制を整備し、総合的なサポートを提供します。

また、関係機関との連携を強化し、相談から支援まで一貫した支援サービスを推進し、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援を実施します。



第4章 前期実施計画

(令和 8(2026)年度～令和 12(2030)年度)



1 計画の位置付け

前期実施計画は、基本計画で定めたプランの体系（基本目標—基本方針—施策）に基づいて、施策を計画的、効果的に推進していくため、具体的取組を明らかにしたものです。具体的取組の実施により、課題の解決を図り、基本目標の達成につなげていきます。

2 計画の期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

3 計画の内容

施策ごとに具体的取組、内容、担当部署を明記しています。

具体的取組のうち☆印をつけているものを「重点的取組」とします。

*重点的取組は、市民等アンケート調査の結果、懇話会で出された意見及び第2次プランの取組の結果を勘案し、男女共同参画の環境づくり及び意識の浸透を図る事業を中心に位置付けています。

基本目標Ⅰ 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり

基本方針1 働く場における男女共同参画の推進

施策1 働きやすい環境の整備			
NO	取組	内容	担当課
1	☆ ワーク・ライフ・バランス※の推進	長時間労働の抑制や休暇取得の促進、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保など働き方改革関連法など労働に関する法律の履行の確保について、事業者に対して、国・県等と連携して、継続的に周知・啓発を図るとともに、事業者・市民に対してワーク・ライフ・バランス※の推進に向けて情報提供や啓発を行います。	人権・市民生活課 産業振興課
2	☆ 多様で柔軟な働き方の推進	育児・介護休業の取得促進、労働者のライフスタイルに応じた時差出勤、テレワーク、フレックスタイム制度、短時間勤務、時間単位の有給休暇制度など多様で柔軟な働き方の推進に向けて事業者に対して、ハローワークや市内経済団体と連携して情報提供や取組への支援を行います。 子育て中の従業員や地域の子育てを応援する企業を登録する市の制度として「はつかいち子育て応援宣言企業」を実施し、登録企業数を増やし、地域全体で子育て応援の機運を高め、働きやすい環境をつくりまします。	人権・市民生活課 産業振興課
3	☆ 子育てしやすい職場づくりに取り組む事業者の支援	子育てしやすい環境づくりに取り組む事業所を支援するため、男性育児休業の取得促進や男性の子の看護等休暇取得促進に取り組む事業者への支援を行います。	産業振興課
4	☆ 働く場におけるハラスメント防止の啓発	事業者や労働者に対して、ハラスメントに関する法令や制度、相談窓口等について周知を行い、防止に向けた啓発等を行います。	人権・市民生活課 人事課 産業振興課
5	人と人をつなぐ場づくり	経営者交流会や、子育て期等の同じライフステージ※の人同士が互いの課題を共有し、情報交換する場や機会を提供・支援します。フリーランスで活動したい人・している人同士が出会う場や地域活動にかかわっている人から話を聞く場、地域に貢献している人材の紹介などを行います。	地域振興課 産業振興課
6	市職員の時間外勤務の縮減・休暇の取得促進	市役所の生産性を向上させ時間外勤務を縮減するとともに、特別休暇等、休暇制度の周知を図り、年次有給休暇を含む各種休暇制度の取得を促進します。	人事課



施策2 働く場における女性活躍の推進			
NO	取組	内容	担当課
7	☆ 女性活躍に向けたポジティブ・アクション※の働きかけと男女の均等な機会と待遇の確保	事業者を対象に、女性の能力を發揮するため、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）※の趣旨や必要性を周知し、実施を呼びかけるとともに、性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱の廃止、男女間の賃金格差の解消などの男女雇用機会均等法※等の履行の確保について、国・県等と連携して継続的に事業者に対する周知・啓発を図ります。	人権・市民生活課 産業振興課
8	女性が活躍できる環境整備等への取組	経済界が主体となって労働団体や国・県・市町が参画して結成した「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」の一員として連携を図り、ワーク・ライフ・バランス※に積極的に取り組む企業の事例紹介や各種セミナーへの参加を促すなど働き方改革、女性の活躍推進のための環境づくりを進めます。	人権・市民生活課 産業振興課
9	就職や再就職を希望する女性への学習機会や情報の提供等の就労支援	就職や結婚・出産により一度職場を離れ、再就職を行おうとする女性を対象として、県や雇用対策協定を締結しているハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、各種学習機会や就業情報を提供するなど就業希望者の就業を支援します。	人権・市民生活課 産業振興課
10	女性の創業支援	女性の経験を生かした創業など地域の中に仕事や暮らしをつくる創業支援に商工会議所、商工会などと連携して取り組むほか、創業への一歩を踏み出せるようなセミナーを開催します。	産業振興課
11	女性デジタル人材育成と女性の就労能力習得支援	国や県、ハローワークなどが実施する女性デジタル人材育成や就労に係る能力習得のため各種講座、職業訓練、就労支援、給付等の情報について、情報提供を行い、女性デジタル人材育成と女性の職労能力習得を支援します。	人権・市民生活課
12	市役所の女性職員の採用・昇任・配置などの職場環境の整備	採用、給与、昇任、配置等について、男女共同参画の視点に立った職場環境の整備を行うとともに、県内女子大学で学生を対象とした採用説明会を引き続き開催し採用者の確保を図ります。	人事課

基本方針2 仕事と生活の両立支援

施策3 両立を支援する保育サービス・介護サービスの充実			
NO	取組	内容	担当課
13	☆ 多様な保育サービスの充実	保育園等での一時預かり、延長保育、休日保育など、保育を必要とする保護者のニーズに応じた保育サービスを実施します。	こども課
14	☆ 利用しやすい病児保育の実施	こどもが病気や回復期にあり、保育園などに預けられないときに利用できる病児保育について、保護者が利用しやすい病児保育を実施します。	こども課



15	☆ 放課後などの居場所の確保	保護者が安心して働き続けることができるよう、小学校の空き教室の活用や民間の留守家庭児童会の設置補助などによって留守家庭児童会の受入枠を拡大します。また、放課後子ども教室や市民センターなどにおいて、こどもの居場所づくりに努めます。	こども課 生涯学習課 市民センター(まちづくり支援課)
16	☆ 介護サービスの充実	介護により離職しなければならない状況を少なくできるよう、多様な介護サービスの充実に努めるとともに、介護サービス事業所との連携を強化し、課題解決に取り組みます。	高齢介護課
17	子育て・介護サービスの情報提供	男女がともに働き続けることができるよう、子育て支援や介護の各種サービスについて市民に行き届くよう子育て支援サイトによる情報の発信など各種媒体を利用した情報提供を行います。	こども課 子育て応援室 高齢介護課
18	ファミリー・サポート・センター [※] 事業の推進	ファミリー・サポート・センター [※] についての利用促進、及び提供会員の確保・育成を行います。	子育て応援室
19	市が実施する行事等での託児の実施	市が実施する行事や会議等において託児を実施します。	全部署
施策4 男性の家庭への参画の促進			
NO	取組	内容	担当課
20	☆ 男性の家事・育児・介護への参画の促進	家事・育児・介護を男女がともに担うという意識啓発を行うとともに、市民センターなどで家事・育児・介護の知識や技術習得など学習機会を提供します。	人権・市民生活課 市民センター(まちづくり支援課)
21	☆ 「共育て」意識の醸成	子育て中の男性も参加しやすい相談支援の場や講座を実施し、家庭内でパートナー同士が協力して家事・育児に取り組む「共育て」の意識醸成を図るとともに、父親同士がつながる場を提供するなど、多くの父親が育児を楽しみ、積極的なかわりをもつよう意識啓発を図ります。	子育て応援室 市民センター(まちづくり支援課)
22	☆ 男性の育児休業取得等の促進	男性育児休業の取得促進や男性の子の看護等休暇取得促進に取り組む事業者への支援を行い、男性の育児休業取得等の促進を図ります。	産業振興課
23	市役所の男性職員の育児休業取得の促進	「廿日市市特定事業主行動計画」に沿って、男性職員の育児休業取得率の向上に取り組みます。	人事課

基本方針3 地域における男女共同参画の推進

施策5 地域活動での男女共同参画の推進			
NO	取組	内容	担当課
24	女性団体への活動支援	女性団体が、地域でより活躍できるよう、活動課題を整理するとともに、活動の支援を行います。	人権・市民生活課
25	まちづくり活動への多様な主体の参画の促進	市民活動団体、NPO、企業、大学、行政など、多様な主体が連携・協力し、互いの強みを生かしてまちづくりに取り組めるよう、互いの活動を知り合い、活動者同士が対話できる機会をこれまで以上に提供・支援していきます。	地域振興課



26	女性アスリートへの支援	「女子野球タウン」認定市として、性差により競技を諦めることがないように、女性が利用しやすいスポーツ施設の整備、女子選手によるスポーツ教室の開催など、スポーツ競技を継続し、楽しめる環境づくりの推進を図るとともに、女性が活躍する場にスポットを当て気運の醸成を図ります。	スポーツ推進課
27	女性が安心して暮らせる環境づくりに向けた取組の推進	女性が安心して社会参加や就労、地域活動に取り組めるよう、公共施設等におけるトイレなどについて、女性が安全で利用しやすい環境づくりに努めます。	人権・市民生活課 (施設等担当課)

施策6 男女共同参画に配慮した防災対策の推進			
NO	取組	内容	担当課
28	女性消防団の育成・支援の実施	SNS等を活用した情報発信を行い、女性消防団員数増加に取り組むとともに、地域の女性消防団員の育成・支援を行います。	消防本部総務課
29	防災・災害時における女性の参画の促進	災害時に、男女のニーズの違いに応じた対応ができるよう、防災計画の策定や地域の防災活動において女性の参画を進めます。	危機管理課

基本方針4 方針決定過程への女性の参画の拡大

施策7 市の方針決定過程への女性の参画の推進			
NO	取組	内容	担当課
30	☆ 審議会等委員への女性の積極的登用	「廿日市市審議会等委員への女性登用促進ガイドライン」により、市の審議会等委員の女性の積極的登用を推進し、目標達成していない審議会等には見直しを行うような働きかけを行います。	全部署
31	市役所の女性管理職の育成	女性職員が適性を生かして能力が発揮できる職域の拡大、環境整備を行います。研修派遣などにより、女性職員の能力開発と管理職への意識向上を図ります。	人事課
施策8 事業所・地域団体等の方針決定過程への女性の参画の推進			
NO	取組	内容	担当課
32	事業所に対し女性の管理職への登用にに向けた啓発	関係課及び市内経済団体と連携し、事業所に対し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を働きかけるなど、女性の職域拡大や管理職登用などの女性活躍について、国、県と連携した啓発や情報提供を行います。	人権・市民生活課 産業振興課
33	地域活動団体への啓発	地域団体に対し、出前トークなどにより役員などへの女性参画に関する取組の好事例の紹介、女性参画の必要性を啓発するとともに、「町内会・自治会活動Q&A」への掲載等により引き続き、意識啓発を行います。	人権・市民生活課 地域振興課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会※を実現するための人づくり

基本方針5 男女共同参画を推進する意識づくり

施策9 性別にかかわらず互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進			
NO	取組	内容	担当課
34	互いの人権を尊重し合う意識啓発の推進	広報紙やホームページなどの各種媒体、講演会や映画上映、出前トークなどにより人権尊重の意識が浸透するよう市民・事業所に対して各種啓発事業を実施します。	人権・市民生活課
施策10 男女共同参画意識の浸透と固定的役割分担意識の払拭に向けた啓発の推進			
NO	取組	内容	担当課
35	☆ 男女共同参画意識の浸透とアンコンシャス・バイアス※（無意識の思い込み）に対する気づきや固定的性別役割分担意識※の払拭に向けた啓発	広報紙やホームページなどの各種媒体、講演会や映画上映、市民センターの講座、市民図書館での図書などの収集、貸し出し、企画展示などにより、男女共同参画についての理解を深め、アンコンシャス・バイアス※（無意識の思い込み）に対する気づきや固定的性別役割分担意識※の払拭に向けた啓発を行います。	人権・市民生活課 市民センター（まちづくり支援課） 図書館
36	男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供	国際的な情報を収集し、市民センターの講座、リーフレットやパネル展示等により情報提供するとともに、多様な広報媒体や手段を活用して、男女共同参画に関する啓発を推進します。	人権・市民生活課

基本方針6 男女共同参画の基本的な考え方を大切にした教育の推進・充実

施策11 こどものころからの男女共同参画に関する教育の推進			
NO	取組	内容	担当課
37	教職員・保育士等・保護者に対する研修・啓発の実施	一人ひとりのこどもを尊重し、性別にとらわれない個性を大切に教育・保育が実施できるよう、教職員、保育士等、保護者を対象とした研修を実施します。	こども課 学校教育課
38	男女共同参画の視点に立った授業などの取組の推進	児童生徒の発達段階に応じた人権尊重の教育を実践し、性別にとらわれずそれぞれの個性を大切に男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。	学校教育課



施策 12 多様な選択を可能にする教育・学習の充実			
NO	取組	内容	担当課
39	キャリア教育 [※] の推進	児童・生徒を対象とし、性別にとらわれない多様なキャリアプランを形成できるよう、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導を推進します。 また、自立の意識及び確かな職業観、勤労観を育むための職場体験等を実施し、事前・事後指導の充実を図ります。	学校教育課
40	家庭の教育力を高める講演会などの開催及び講座の開催支援	「親の力」をまなび合う学習プログラムを活用した家庭教育支援講座の開催や講座を進行するファシリテーター [※] の養成に取り組みます。また、青少年健全育成団体等が行う講演会等に対して助言や支援を行います。	生涯学習課
41	地域における人材育成	地域において女性を含むより多くの市民が活躍できるようNPO等の支援や各種団体などと連携して人材育成を行うとともに、より多くの市民等が地域で活躍できるよう、まちづくり活動について学べる機会や自らの取組について情報発信できる場を提供します。	生涯学習課 地域振興課

基本方針 7 性の多様性を認め合う意識の醸成

施策 13 性の多様性に関する理解の促進			
NO	取組	内容	担当課
42	性の多様性に関する市民理解の推進	性的マイノリティ [※] に対する偏見等をなくすために、性の多様性に関する理解を進めるための啓発を行います。	人権・市民生活課
43	性の多様性に関する教育の推進	すべての児童生徒が安心して自分らしく学校生活を送れるよう、性の多様性に関する理解を進めるための教育や配慮を行います。	学校教育課
44	パートナーシップ宣誓制度の周知	廿日市市パートナーシップ宣誓制度及び利用可能な行政サービスの周知を行います。	人権・市民生活課

基本目標Ⅲ 性別にかかわらず誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

基本方針 8 生涯を通じた男女の健康支援

施策 14 ライフステージ※に応じたこころと体の健康支援			
NO	取組	内容	担当課
45	ライフステージ※に応じた健康の保持増進	生涯を通じた健康づくりのため、ライフステージ※に応じた健康づくりに関する啓発や健康教育・健康相談、健康診査を行います。	健康福祉総務課
46	こころの健康づくりの取組	相談しやすい体制づくりや、ライフステージ※に応じた相談窓口の周知に努めます。また、ゲートキーパー養成講座の実施や幅広い世代への普及啓発を行います。	健康福祉総務課
47	発達段階に応じた性教育の推進	各学校の年間指導計画に生命（いのち）の安全教育の指導を位置付け、児童・生徒への発達段階に応じた適切な性教育を推進します。	学校教育課
施策 15 妊娠・出産・育児期等における女性の健康支援			
NO	取組	内容	担当課
48	妊娠・出産・育児期の健康診査、相談、指導	妊娠期・産後の女性を対象とした健康診査、出産を控えた男女への相談機会の確保を図ります。	子育て応援室

基本方針 9 DV※等の防止と被害者への支援の推進

施策 16 DV※等を防止するための啓発の推進			
NO	取組	内容	担当課
49	DV※（デートDV）防止に向けた啓発	市民、事業者、学生等に対して、市広報紙やリーフレット、啓発カード等を通じて、被害者・加害者にならないためのDV※防止に向けた啓発を行います。	人権・市民生活課
50	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	国の「女性に対する暴力をなくす運動」と連携し、ポスターやパネル展示などにより、広く市民の啓発を行います。	人権・市民生活課 子育て応援室
施策 17 DV※等被害者への相談・支援の推進			
NO	取組	内容	担当課
51	DV※等被害者への相談・支援	DV※等被害者が自立した生活を送ることができるよう、個々の状況に応じた相談・支援を行います。	子育て応援室
52	相談窓口の周知・充実	学校内での相談窓口や、人権擁護委員協議会のこどもの人権SOSミニレターの周知など、児童・生徒・保護者が相談しやすい環境の整備を行うとともに、市広報やホームページ、リーフレット等を活用して、相談窓口の周知を図ります。	学校教育課 人権・市民生活課



施策 18 ハラスメントの防止の啓発の推進			
NO	取組	内容	担当課
53	☆ 各種ハラスメントの防止に向けた広報・啓発	市民、事業者に対し、広報紙、ホームページや講座、研修会の実施などにより地域、職場、家庭などあらゆる場面でのハラスメントの防止に向けた啓発を行うとともにハラスメントに対する相談窓口の周知を図ります。	人権・市民生活課

基本方針 10 生活上の困難を抱える人に対する支援の推進

施策 19 生活上の困難を抱える人への支援			
NO	取組	内容	担当課
54	生活上の困難を抱える人に対する包括的な支援の推進	どこに相談したらいいかわからない相談や複雑、複合化した生活上の困難を抱えた人の相談を「相談まるごとサポートデスク」で受け止め、本人の立場に寄り添い、様々な機関と連携・協力して、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援を実施します。	地域共生社会推進室
55	困難な問題を抱える女性への相談・支援	広報紙、ホームページ等で相談窓口の周知を図るとともに、女性相談支援員による相談対応等を通じて、関係機関と連携・協力し、相談者が安心して自立した生活を送れるよう支援します。	子育て応援室
56	生活困窮者への支援	生活困窮者が自立した生活を送ることができるよう、様々な支援（自立相談支援・家計改善・就労支援・居住支援等）を実施します。	生活福祉課
57	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭を対象に、相談事業を実施するとともに、経済的支援や就業のための資格取得などの各種支援を実施します。	こども課
58	高齢者の生きがい対策・社会参加の推進	高齢者が生きがいをもって社会との関わりを持ちながら暮らしていけるよう、高齢予防、地域活動への参加、就労支援などの取組を推進するとともに、廿らっプラチナボランティアや地域の多様な住民主体の活動を引き続き支援します。	高齢介護課
59	障がいのある人への支援	相談機関や就労の各関係機関と連携を図りながら、雇用機会の拡大に努めるとともに、就労や社会参加に向けた訓練や相談などの支援を行います。	障害福祉課
60	外国人への支援	多言語での生活情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、日本語教室の学習支援者の発掘や育成など日本語学習等の支援を行います。	国際交流・多文化共生*室



4 計画の数値目標

(1) 成果指標と数値目標

数値目標は、取組を進める上で、男女共同参画に関する現状がどう変わったかが具体的に分かるよう、基本方針ごとに指標と数値目標を掲げ、達成度を測ります。

これらの数値の目標年次は、前期実施計画の期間である令和12(2030)年度までとし、そこまでの結果によって、基本方針の数値目標達成度を検証し、後半5年間での取組に生かします。

(2) 状況把握のための参考指標

市の現状を把握し、取組の見直し等に活用するための参考指標を設定します。

成果指標と数値目標

指標	数値		資料等	担当課
	現況(R6年度)	目標(R12年度)		
基本方針1 働く場における男女共同参画の推進				
1 職場での男女の平等感	22.0%	28.0%	男女共同参画 市民アンケート (5年毎)	人権・市民生活課
2 はつかいち子育て応援宣言企業登録数	0社 (R7.4.1)	150社	実績値	産業振興課
3 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況	96社/4,220社	106社	労働局調べ	産業振興課
4 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況	41社/4,220社	46社	労働局調べ	産業振興課
基本方針2 仕事と生活の両立支援				
5 家庭での家事・育児・介護分担の満足度	68.7%	80.0%	男女共同参画 市民アンケート (5年毎)	人権・市民生活課
6 性別にかかわらず働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている市民の割合	53.9% (R7年度)	61.8%	未来ビジョンアンケート(毎年)	人権・市民生活課
7 保育園待機児童数 (10月1日現在)	47人 (R7.10.1)	0人	実績値	こども課
8 子育てと仕事を両立できている18歳以下の子どもを持つ市民の割合	59.4% (R7年度)	70.0%	未来ビジョンアンケート(毎年)	こども課
9 男性の育児休業所得率(市内事業所における)	48.6% (R5年度)	85.0%	男女共同参画 事業所アンケート (5年毎)	人権・市民生活課



基本方針3 地域における男女共同参画の推進				
10 女性町内会長の割合	14.6% (R7.4.1)	20.0%	実績値	地域振興課
11 消防団員に女性が占める割合	5.36% (R7.4.1)	6.7%	実績値	消防本部総務課
12 防災士資格取得者に占める女性の割合(市の防災士養成講座研修事業による)	15.7% (R7.4.1)	20.0%	実績値	危機管理課
基本方針4 方針決定過程への女性の参画の拡大				
13 市の審議会等における女性委員の占める割合(法令・条例によって設置されたもの)	26.6% (R7.4.1)	30.8%	実績値	人権・市民生活課
14 市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合【保育職・消防職を除く】	21.8% (R7.4.1)	30.0% (R11 年度)	実績値 (廿日市市特定事業 主行動計画)	人事課
15 市内事業所における管理職(課長級以上)に占める女性の割合	14.4%	22.2%	男女共同参画 事業所アンケート (5 年毎)	人権・市民生活課
基本方針5 男女共同参画を推進する意識づくり				
16 社会全体での男女の平等感	10.7%	18.5%	男女共同参画 市民アンケート (5 年毎)	人権・市民生活課
17 夫(男)は外で働き、妻(女)は家庭を守るのが望ましいという考え(固定的性別役割分担意識*)に賛成しない市民の割合	72.8%	78.0%	男女共同参画 市民アンケート (5 年毎)	人権・市民生活課
基本方針6 男女共同参画の基本的な考え方を大切にした教育の推進・充実				
18 性別にかかわらず個性に応じて生きていくのがよいと考える中・高校生の割合	85.6%	89.2%	男女共同参画中・ 高校生アンケート (5 年毎)	人権・市民生活課
基本方針7 性の多様性を認め合う意識の醸成				
19 LGBT(Q+)*という言葉の意味を理解している人の割合	51.5%	65.0%	男女共同参画 市民アンケート (5 年毎)	人権・市民生活課



基本方針8 生涯を通じた男女の健康支援				
20 がん検診を受けている市民の割合(子宮頸がん、20～69歳)	40.5% (R4年度)	50.0%	未来ビジョンアンケート(毎年) ※策定時現状値は健康増進計画アンケート	健康福祉総務課
21 がん検診を受けている市民の割合(大腸がん、40～69歳)	34.1% (R4年度)	47.0%		
基本方針9 DV*等の防止と被害者への支援の推進				
基本方針10 生活上の困難を抱える人に対する支援の推進				
22 困ったときに相談できる相談支援機関を知っている市民の割合	56.2% (R7年度)	60.0%	未来ビジョンアンケート(毎年)	健康福祉総務課

状況把握のための参考指標

指標	現況値	資料等	担当課
1 他者との違いを認め、互いを尊重している市民の割合	41.3% (R7年度)	未来ビジョンアンケート(毎年)	人権・市民生活課
2 市議会における女性議員の割合	25.9% (R7.4.1)	実績値	人権・市民生活課
3 DV*に関する相談件数	62件(R6年度)	実績値	子育て応援室
4 3年以内にハラスメントの被害を受けたことがある人(セクハラ、パワハラ、マタハラ)	セクハラ 4.8% パワハラ 14.6% マタハラ 0.8% (R6年度)	男女共同参画市民アンケート(5年毎)	人権・市民生活課



1 推進体制

(1) 庁内の推進体制

庁内の部長級職員で構成する「廿日市市男女共同参画推進本部会」でプランの総合調整及び庁内の連携を図り、市の男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に推進します。

(2) 廿日市市男女共同参画推進懇話会との連携

学識経験者や各種団体の代表者等で構成する「廿日市市男女共同参画推進懇話会」に本プランの推進状況の点検及び評価も含め、広く意見を求め、施策に反映していきます。

2 関係機関、市民、関係団体等との連携

(1) 国・県・関係機関との連携

本プランの推進に当たっては、国、県、関係機関と連携を図り、効果的に施策を実施します。

(2) 市民、関係団体、事業者との協働による取組の推進

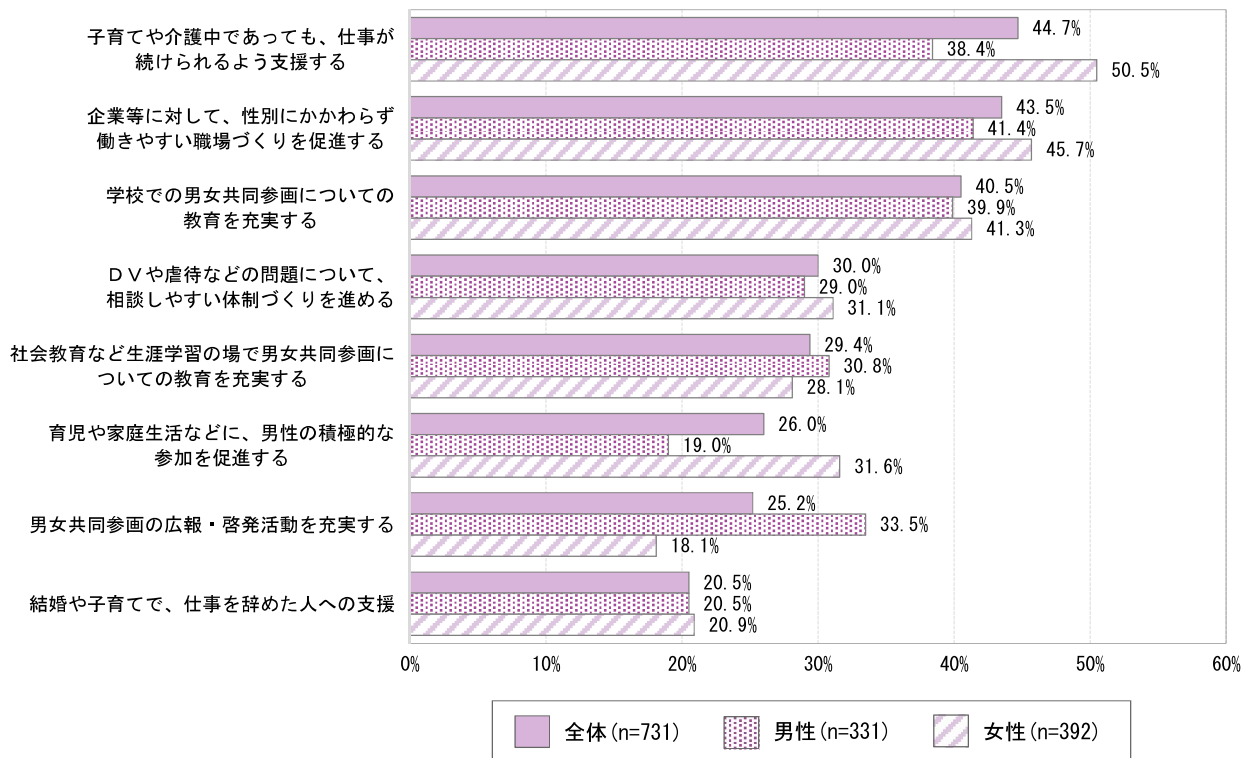
男女共同参画社会^{*}の実現のために、市・市民・事業者のパートナーシップ^{*}により取組を推進します。

市民アンケート調査等の結果概要

	市民	若者	中・高校生	事業所
調査対象	市内に在住する満 18 歳以上の男女 2,000 人 (男女各 1,000 人)	市内に在住する満 20 歳以上 40 歳未満の若者世代の男女 1,000 人 (男女各 500 人)	市内の学校に通学する 中学 2 年生・高校 2 年生・特別支援学校 3 年生	市内の商工会議所及び商工会の会員である事業所のうち 200 法人を無作為抽出
有効回収数 (回収率)	731 人 (36.6%)	252 人 (25.2%)	1,097 人 (60.7%)	59 事業所 (29.5%)

○グラフ中の「n」は回答数です。

【図8】(1) 男女共同参画を積極的に進めるために、行政が力を入れるべきこと



資料：廿日市市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)



【性年代別】

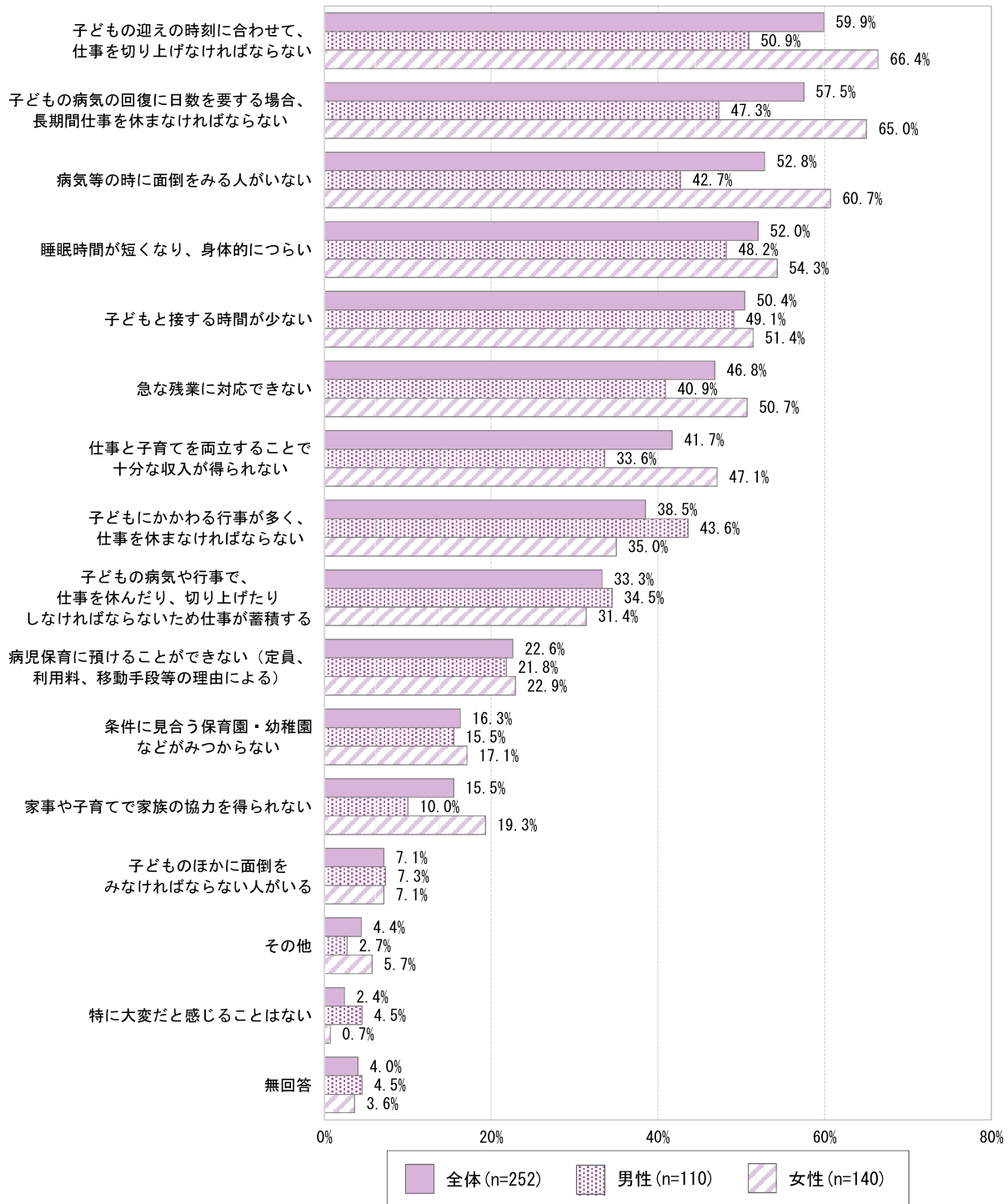
		(%)																
		n数	も子育て支援する	子育てや介護が継続されるよう	くわらず働きやすい職場につ	企業等に対して、性別にか	学校の教育を充実する	いて、相談しやすい体制につ	DVや虐待などの問題につ	教育を充実する	社会教育など生涯学習の場	る性の積極的な参加を促進す	育児や家庭生活などに、男	活動を実施する	男女共同参画の広報・啓発	めた人への支援	結婚や子育てで、仕事を辞	るの啓発や個人情報の尊重につ
全体		731	44.7	43.5	40.5	30.0	29.4	26.0	25.2	20.5	19.8							
性年代別	男性30歳未満	12	33.3	16.7	33.3	33.3	16.7	25.0	25.0	33.3	33.3							
	男性30歳代	25	28.0	28.0	40.0	20.0	20.0	32.0	16.0	32.0	16.0							
	男性40歳代	35	37.1	45.7	34.3	25.7	28.6	8.6	11.4	42.9	14.3							
	男性50歳代	50	52.0	42.0	34.0	42.0	28.0	20.0	28.0	22.0	22.0							
	男性60歳以上	208	37.0	43.8	42.8	27.4	34.1	18.8	41.3	14.4	25.5							
	女性30歳未満	34	38.2	41.2	32.4	38.2	35.3	32.4	14.7	47.1	20.6							
	女性30歳代	29	62.1	37.9	48.3	24.1	24.1	37.9	13.8	44.8	17.2							
	女性40歳代	52	65.4	32.7	44.2	42.3	32.7	36.5	11.5	30.8	9.6							
	女性50歳代	60	66.7	48.3	45.0	31.7	26.7	33.3	13.3	16.7	10.0							
女性60歳以上	217	42.9	49.8	40.1	28.1	26.7	29.0	22.1	12.4	20.3								

■ 1位 ■ 2位 ■ 3位

資料：廿日市市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)



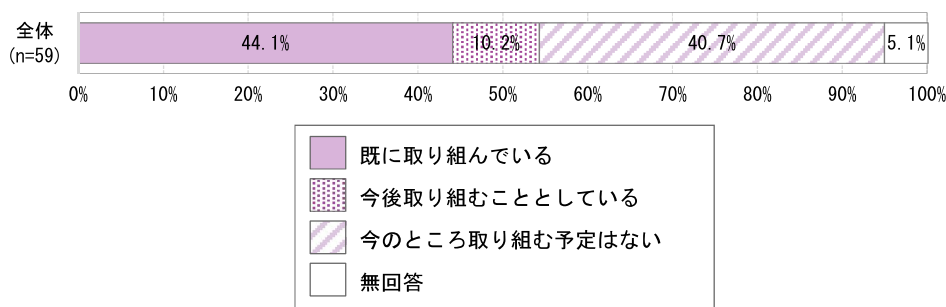
【図9】（2）仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること



資料：甘日市市男女共同参画に関する若者世代アンケート（令和6（2024）年）

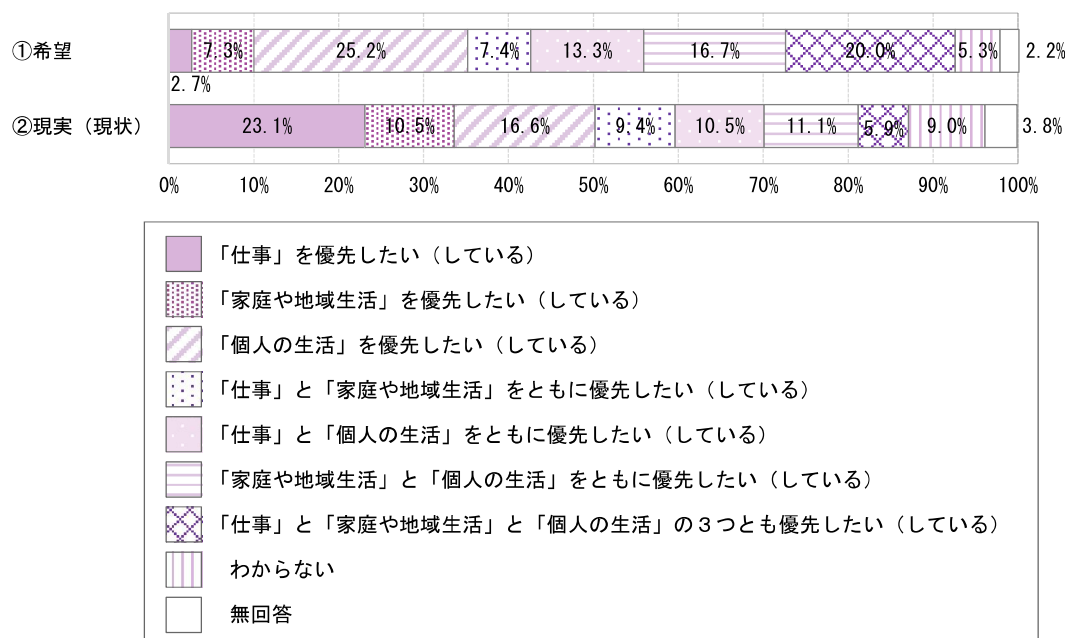


【図10】(3) ポジティブ・アクション（積極的改善措置）※の取組



資料：廿日市市男女共同参画に関する事業所アンケート(令和6（2024）年)

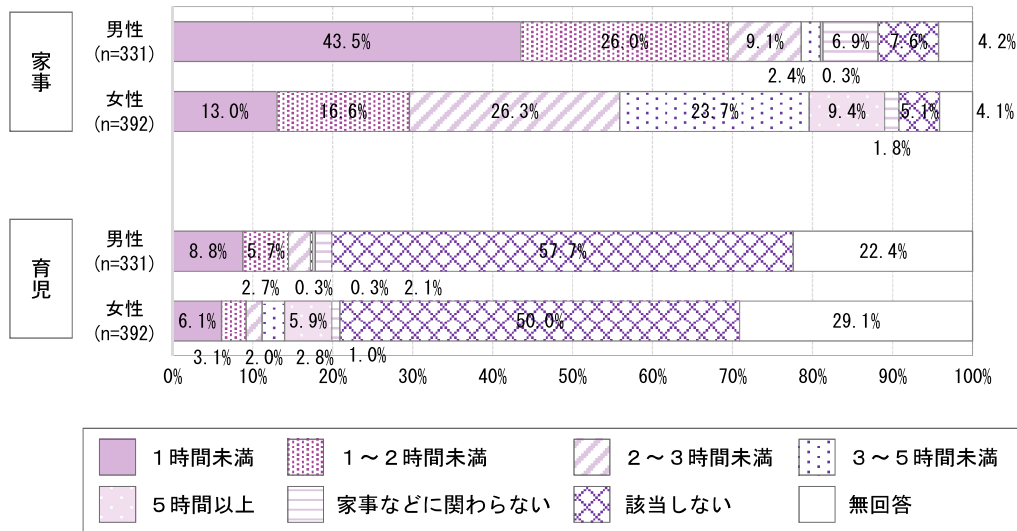
【図11】(4) 「仕事」「家庭生活」「地域活動・個人の生活」の優先度について（理想と現実）



資料：廿日市市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6（2024）年)

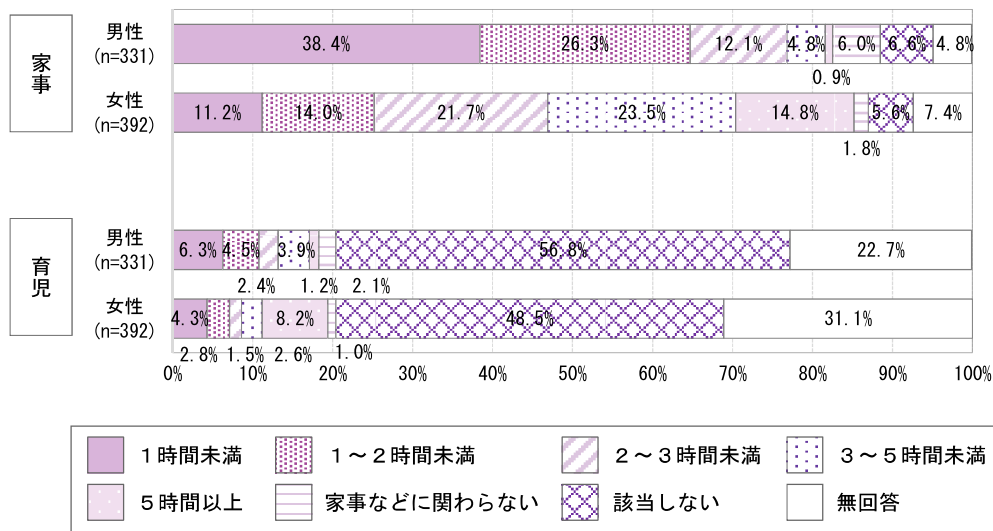


【図 12】（5）【1日あたりの家事・育児に費やす時間（平日）】



資料：廿日市市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)

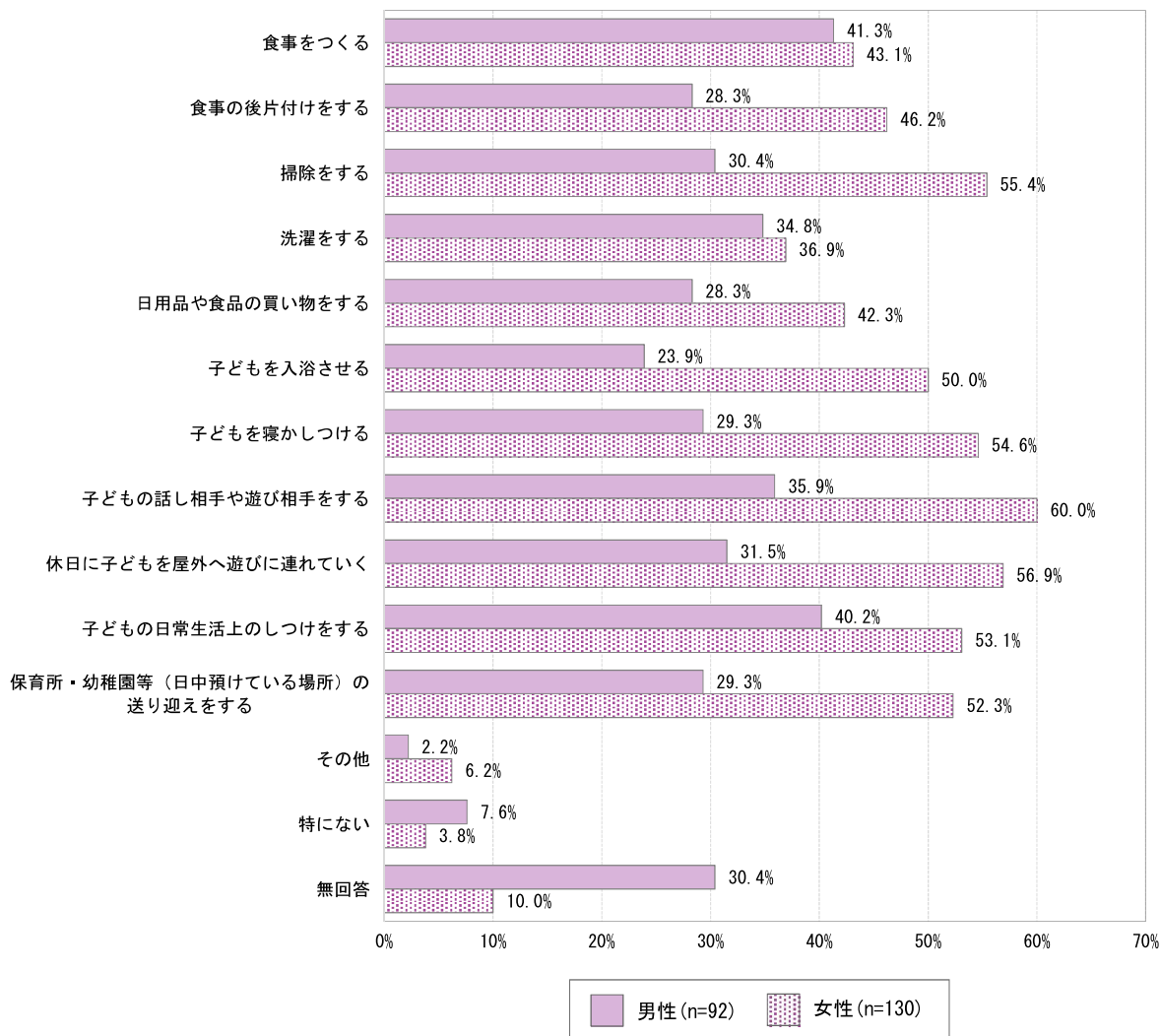
【1日あたりの家事・育児・介護に費やす時間（休日）】



資料：廿日市市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)



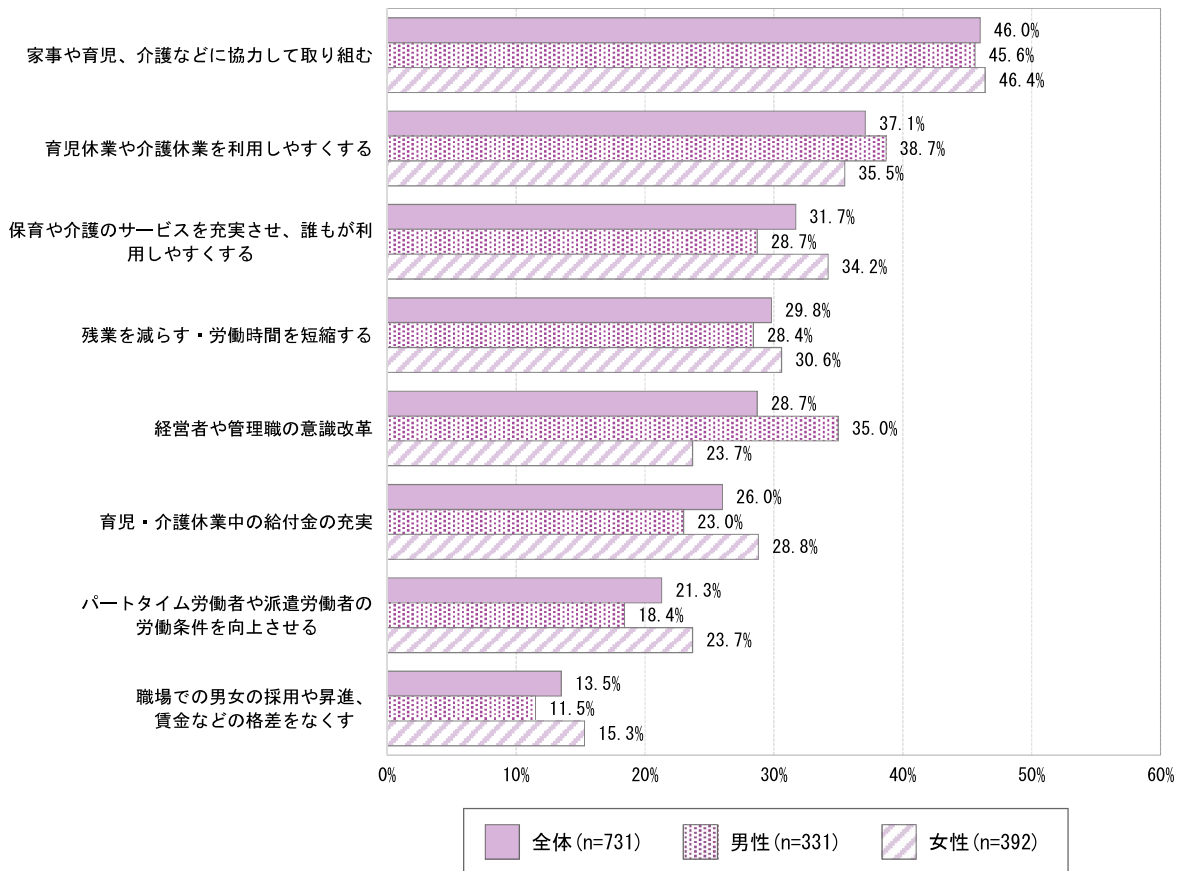
【図13】(6)【配偶者（パートナー）にしてほしいと思うこと】



資料：廿日市市男女共同参画に関する若者世代アンケート（令和6（2024）年）



【図 14】（7）【男女がともに働きやすい社会環境をつくるために必要だと思うこと】



資料：廿日市市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)

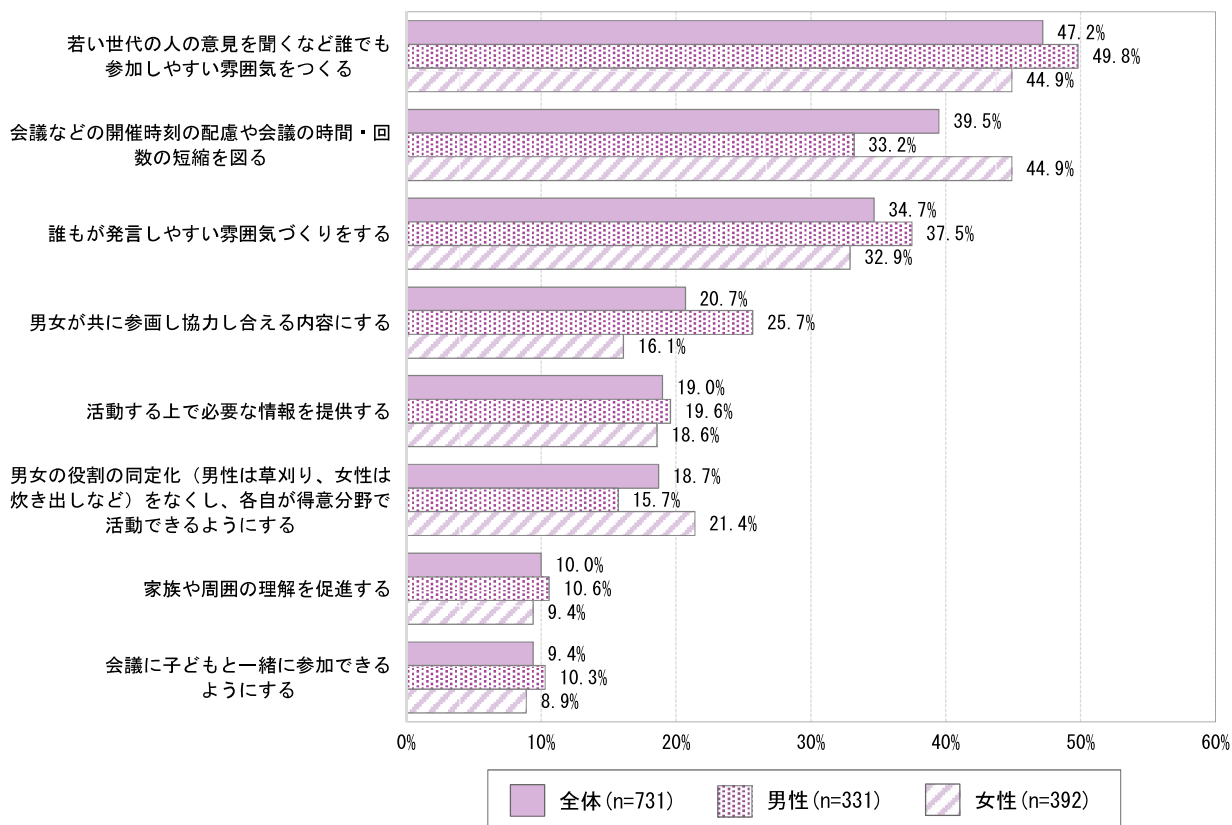
【図 15】（8）【育児休業の取得（事業所）】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全体 (n=59)	男性	10.2%	13.1%	13.6%	31.8%	48.6%
	女性	96.4%	95.5%	87.1%	93.3%	97.1%

資料：廿日市市男女共同参画に関する事業所アンケート(令和6(2024)年)



【図 16】(9) 【性別にかかわらず地域活動に積極的な参加をするために必要なこと】

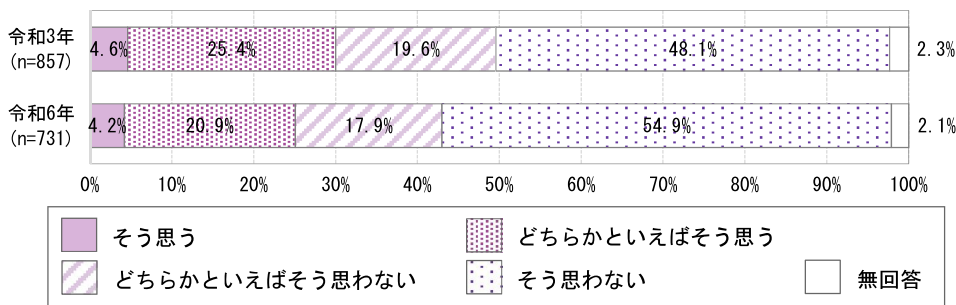


資料：廿日市市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)



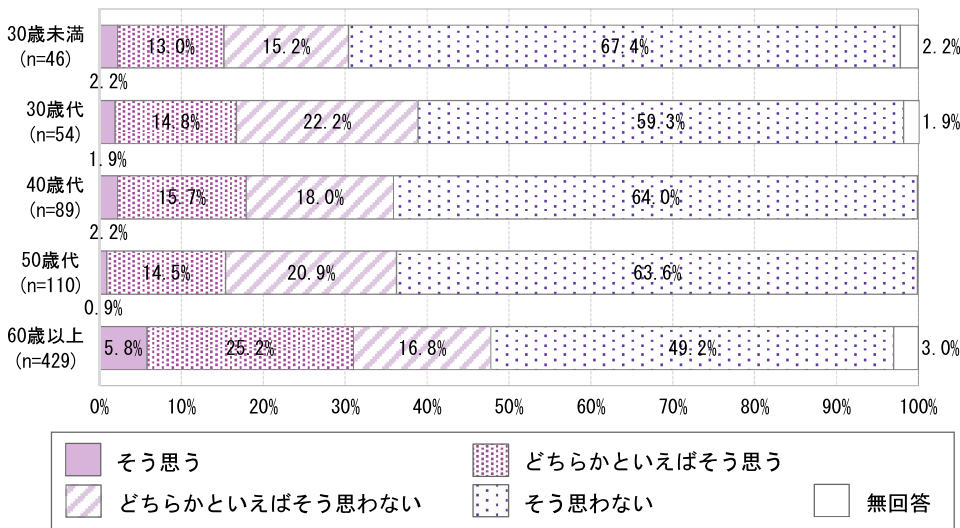
(10) 性別役割分担意識と各分野における男女の地位の平等感について

【図 17】【夫（男）は外で働き、妻（女）は家庭を守るのが望ましいという考え方】



資料：廿日市市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6（2024）年)

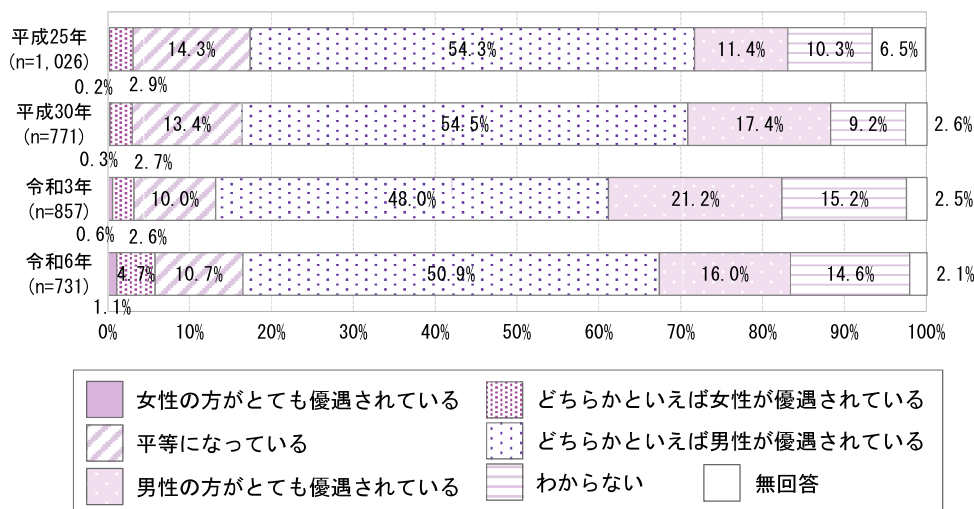
【夫（男）は外で働き、妻（女）は家庭を守るのが望ましいという考え方（年代別）】



資料：廿日市市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6（2024）年)

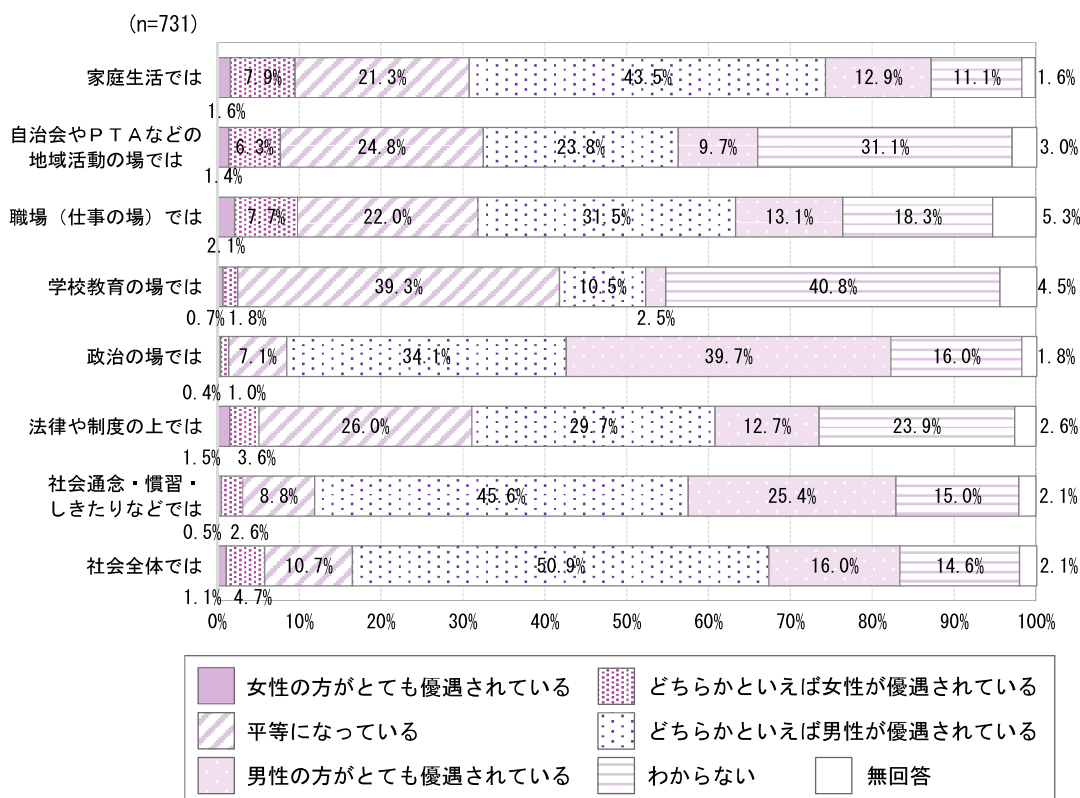


【図 18】【社会全体における男女の地位の平等感】



資料：廿日市市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)

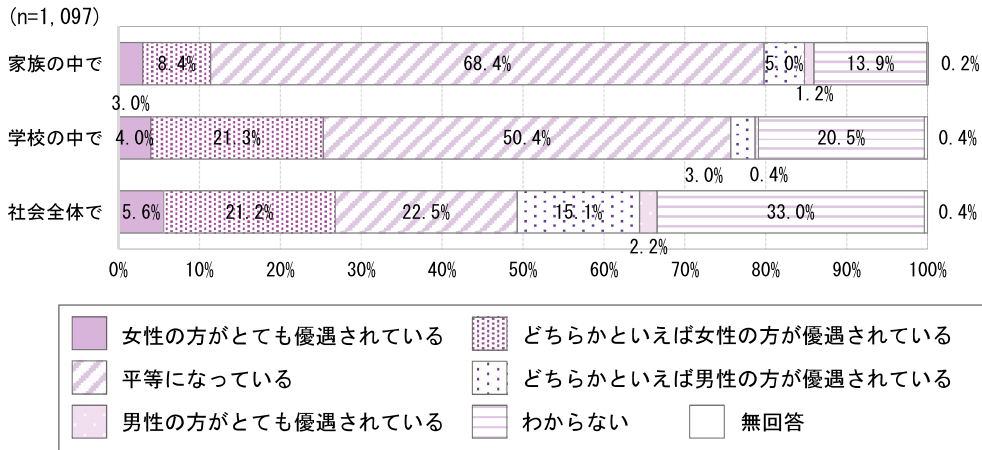
【図 19】【男女の地位の平等感(市民)】



資料：廿日市市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)

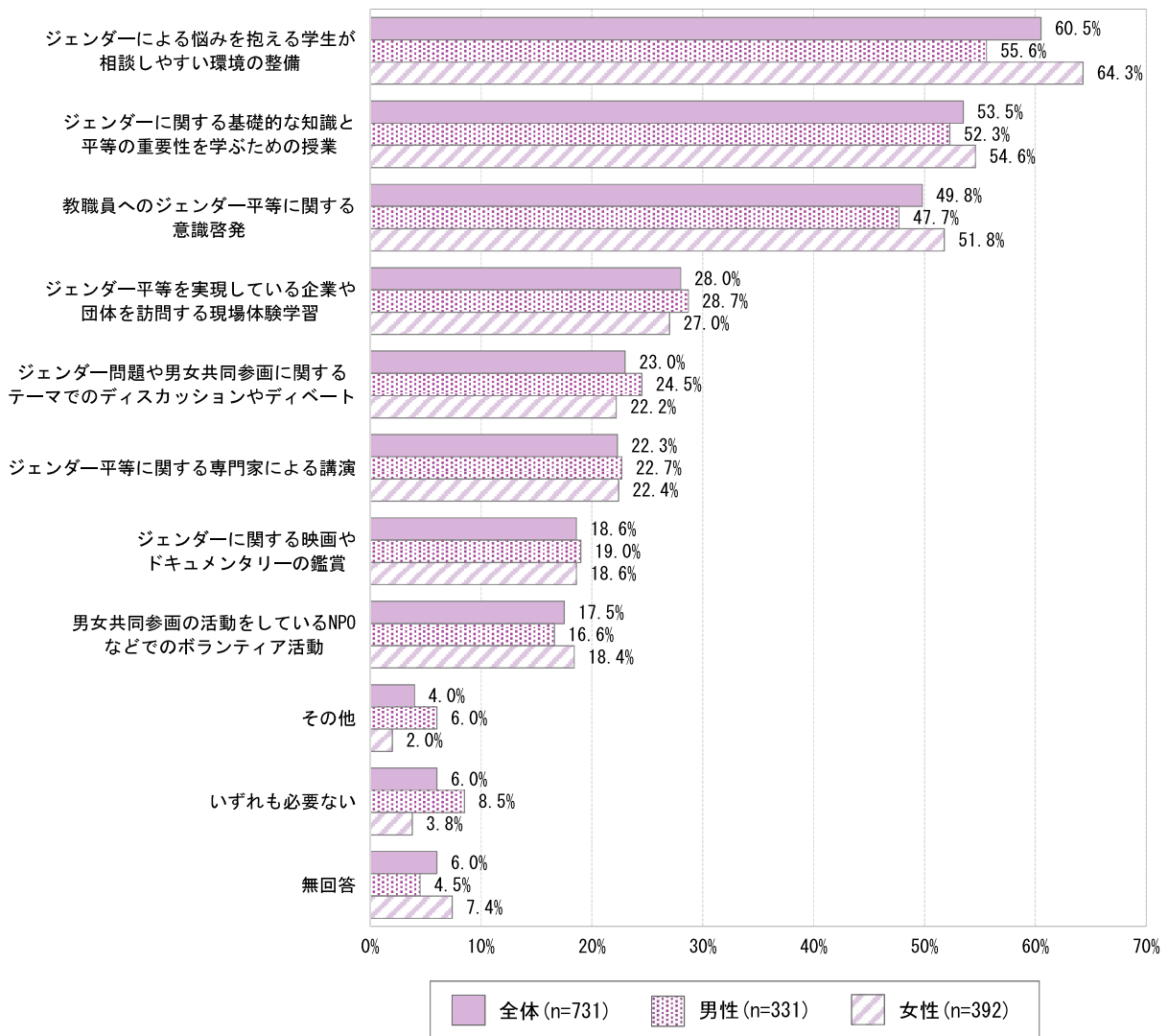


【図 20】【男女の地位の平等感（中・高校生）】



資料：廿日市市男女共同参画に関する中・高校生アンケート(令和6(2024)年)

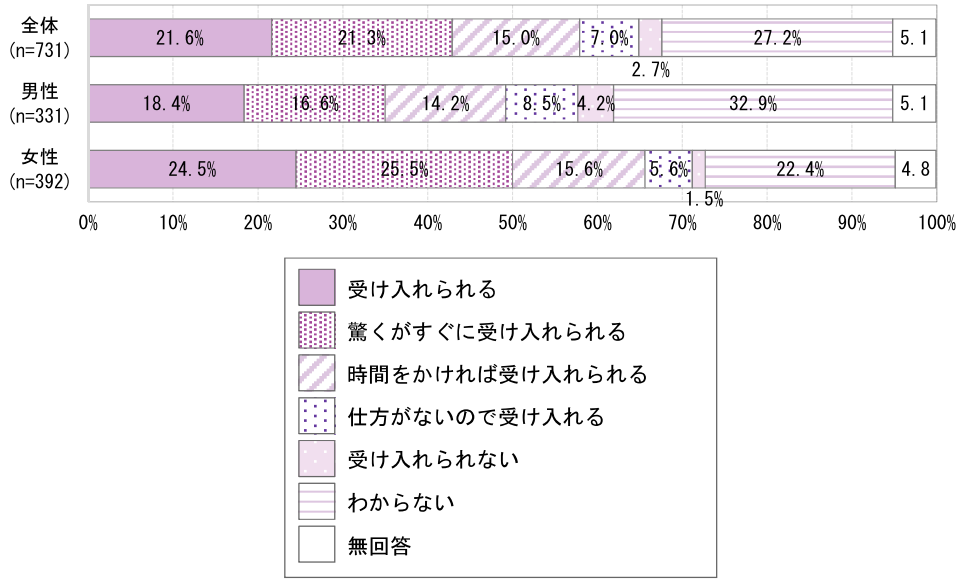
【図 21】(11)【男女共同参画社会*を進めていくために学校教育において必要な取組】



資料：廿日市市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)

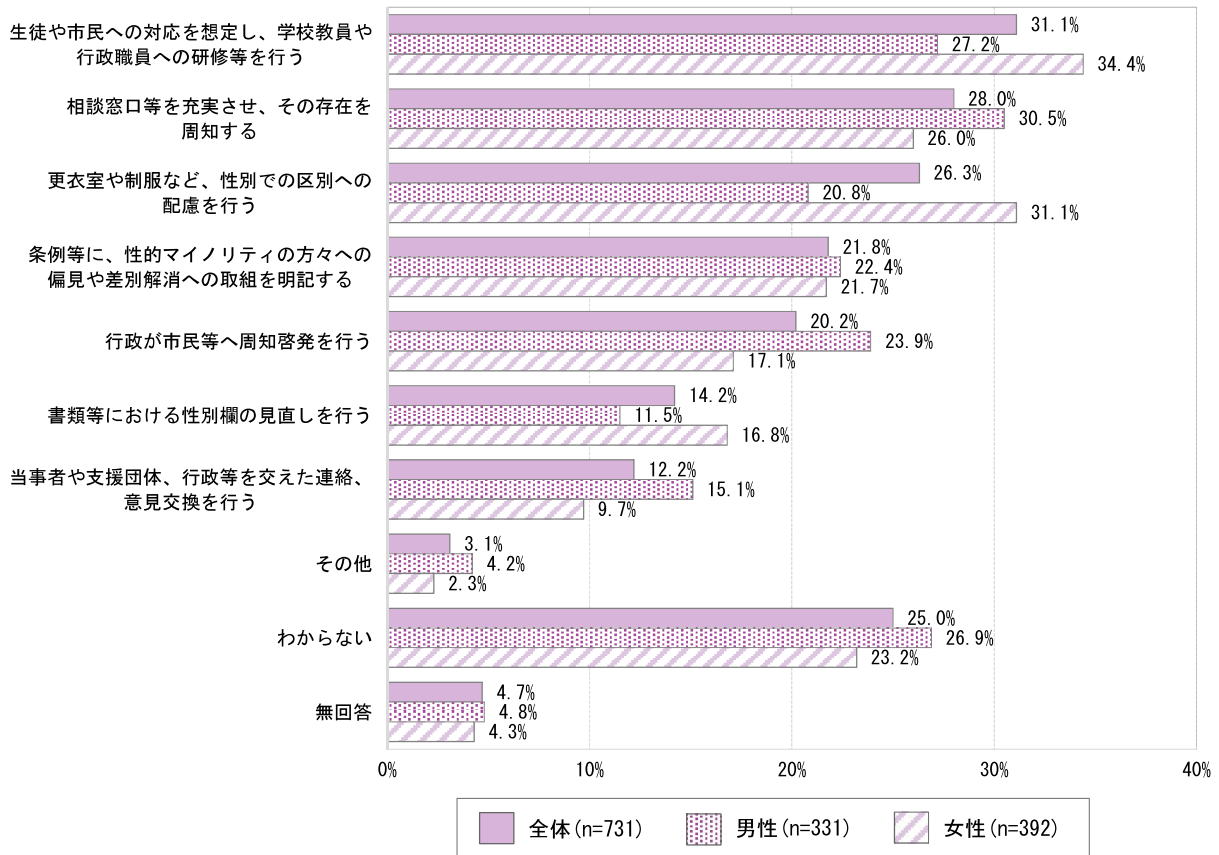


【図 22】(12) 【身近な人から性的マイノリティ※であると打ち明けられたときについて】



資料：廿日市市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)

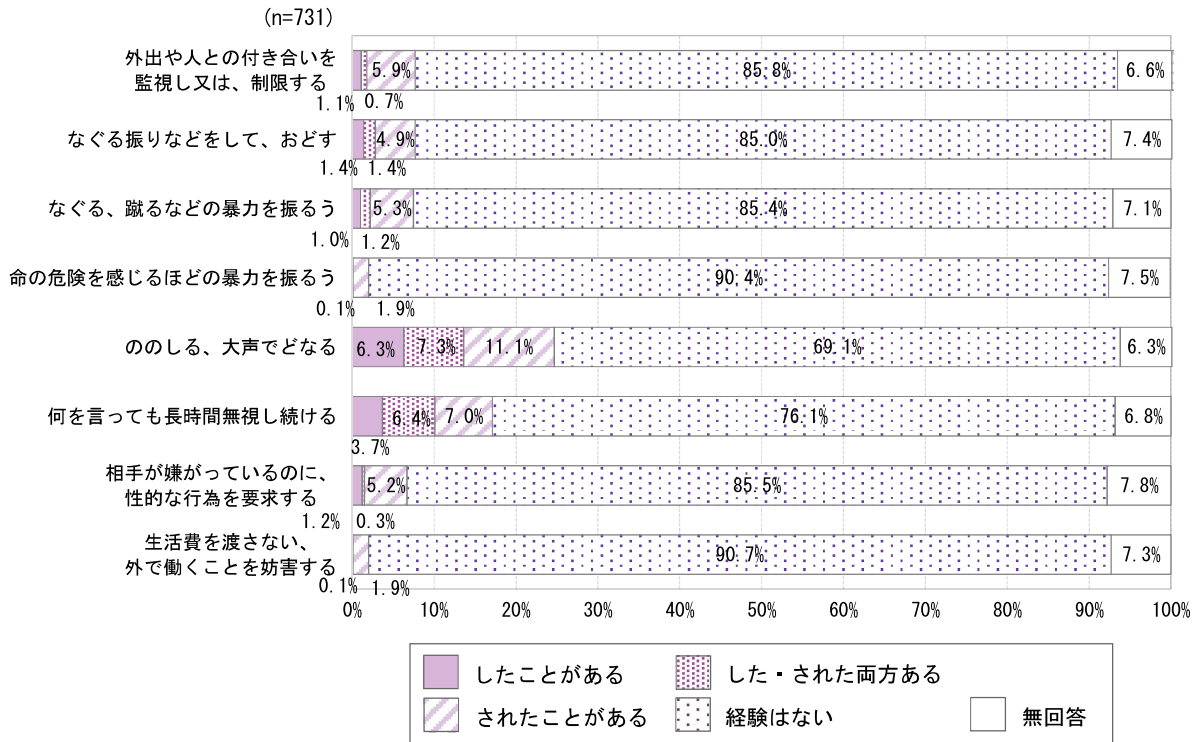
【図 23】(13) 【性的マイノリティ※の方々が偏見や差別から解放され生活しやすくなるための取組】



資料：廿日市市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)

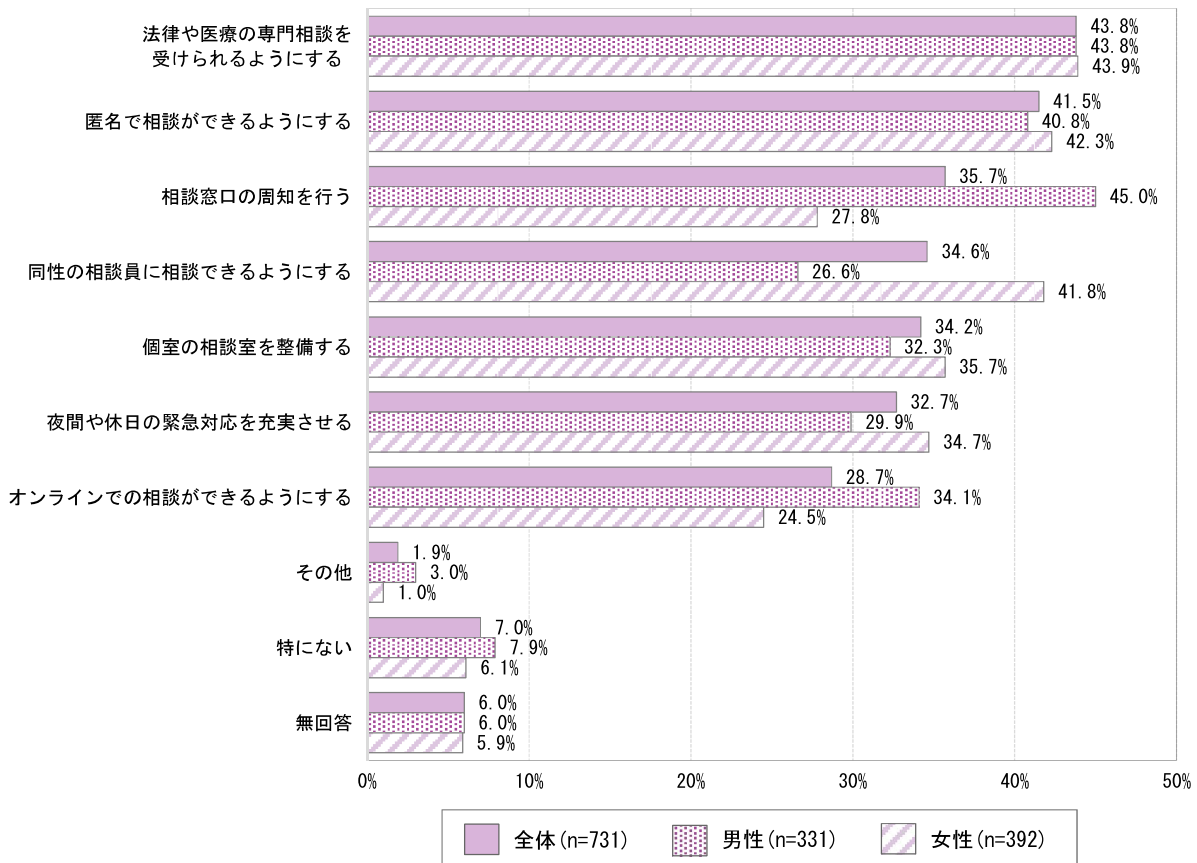


【図 24】(14) 【配偶者や恋人からされたこと・したことがある暴力の内容】



資料：廿日市市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)

【図 25】(15) 【DV※に関して行政の相談窓口に求められる配慮】



資料：廿日市市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)



用語解説 (50 音順) (本文中に*とつけた用語の解説)

用語	解説	P
アンコンシャス・バイアス	自分自身は気づいていない「ものの見方や捉え方のゆがみや偏り」をいい、誰もがもっているものである。自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の思い込み」と呼ばれる。過去の経験や知識、価値観などに基づいて無意識に形成され、何気ない発言や行動に表れる。対象は性別や人種、年齢など様々で、例えば「女性は料理が得意」「男性は弱音を吐かない」などのほか、職場においても「雑用は若手の仕事」「定時で帰る社員はやる気がない」など、無意識の「思い込み」「決めつけ」「押しつけ」により、家庭、地域、職場等において周囲に悪影響を与える恐れがある。自分のもつアンコンシャス・バイアスに気付き、周囲にどのような影響を与えているかを自覚することが重要とされる。	1 15 29 41
育児・介護休業法	正式名所は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児または家族介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援のため、平成4（1992）年に「育児休業法」として施行され、平成7（1995）年に「育児・介護休業法」に改正された。 育児休業は、満1歳未満の子どもの養育をする男女の労働者が雇用関係を継続したまま一定期間休業することができる。平成16（2004）年の改正では育児休業期間の延長（子どもが1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には1歳6ヵ月に達するまで延長）が、平成21（2009）年の改正では3歳までの子どもを持つ労働者についての短時間勤務制度（1日6時間）の導入や配偶者が専業主婦（夫）である場合の除外規定の廃止、令和7（2025）年の改正では所定外労働の制限（残業免除）の対象が3歳未満から小学校就学前の子をもつ労働者まで拡大、子の看護等休暇は小学校3年生修了までに延長され取得事由の拡大など、短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワークの追加などが盛り込まれた。	2 14
LGBT	レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（同性も異性も好きになる人）、トランスジェンダー（身体の性がジェンダーアイデンティティと一致しない人）などの人々の総称。「LGBTQ」「LGBTQ+」などといった用語が使われることもある。	46
L字カーブ	日本の女性の正規雇用比率を年齢階級別にグラフ化したとき、20歳台後半をピークに低下し、30代、40代などは、非正規雇用が中心となる状況のことで、アルファベットのLのような形になることをいう。これは、出産時に退職、または働き方を変え、育児後に非正規で働くケースが多いためと考えられる。	23
M字カーブ	女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を折れ線グラフに表すと、アルファベットの「M」の文字を描くことを表す語。20歳代及び40歳代の労働力が高く、「M」の二つの山になり、出産・育児期である30歳代に低く底を描く。結婚・出産で退職し、子育て後に再就職する女性が多いことを表している。	23
キャリア教育	子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するための視点に立って日々の教育活動を展開すること。	30 42
子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	12



固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」のように性別を理由として、役割を分ける固定的な考え方のこと。	3 15 18 26 29 他
性的マイノリティ	出生時に判断された性別とジェンダーアイデンティティが一致しない人や恋愛感情又は性的感情の対象が必ずしも異性に向かわない人などの総称。 「LGBT」は、レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（同性も異性も好きになる人）、トランスジェンダー（身体の性がジェンダーアイデンティティと一致しない人）の頭文字を取った、性的マイノリティの総称の一つ。「LGBTQ」「LGBTQ+」などといった用語が使われることもある。	1 16 18 31 42 60
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	44
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。	1 3 6 12 14 他
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会を形成するための基本理念を定め、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を示した法律。 男女共同参画社会の形成を総合的・計画的に推進することを目的として、平成 11（1999）年 6 月 23 日に公布、施行された。	1 5 21
男女雇用機会均等法	募集・採用から定年・退職まで、男女の均等な機会及び待遇の確保を目的とし、働く女性が性別により差別されることなくかつ母性を尊重させつつ、充実した職業生活を営めるようにすることを基本理念として、昭和 60（1985）年に制定された。 平成 9（1997）年の改正では採用・昇進・教育訓練等での差別の禁止規定、セクシュアル・ハラスメント防止が、平成 18（2006）年の改正では、男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の義務化が盛り込まれ、平成 19（2007）年 4 月に施行された。	38
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力のことをいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含まれる。こうした暴力は、家庭内の問題とされ表面化しにくい傾向があり、人権侵害としても社会問題となっている。	1 2 4 5 16 他
パートナーシップ	本来は提携、協力関係を意味している。 このプランでは、互いを自立した主体的存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係を意味している。 まちづくりにおいては、市民と行政が互いに自立し、互いの主体性を尊重し、かつ相互作用による創造的な効果を発揮していく関係といえる。	48



ファシリテーター	話し合いやワークショップなどの場での参加者の心の動きや状況を見ながら、実際にプログラムを進行して行く人のこと。ファシリテーターの媒介によって、参加者の本来的な学びが促進され、体験したことを次のステップへと結びつけることが容易になる。	42
ファミリー・サポート・センター	育児や介護の援助をしてほしい人と援助したい人が、お互いに会員になって助け合うシステム（会員組織）。	39
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。	23 38 52
ライフステージ	人の一生を、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切ったそれぞれの段階。	14 16 32 37 43 他
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	年齢や性別にかかわらず誰もが、仕事や家庭生活、地域活動、自己啓発など、様々な活動をライフステージに応じて、自らの希望するバランスで行うことのできる状態のこと。このことにより、多様性を尊重し、仕事と生活が好循環を生み、活力ある社会が形成されると考えられる。	1 2 12 14 18 他



男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条—第十二条）
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）
- 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。



(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点(次項において「男女共同参画センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。



(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができ

る。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
最終改正 令和 7 年 6 月 11 日法律第 63 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活に

における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。



4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。



一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。
(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。
(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）

第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。



第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
- 二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる情報
- 二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用する職員の男女の給与の額の差異
- 二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。



第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則（略）



困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）

令和4年5月25日法律第52号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二條）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念のとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。



- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

- 第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
 - 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

- 第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。
- (女性相談支援員)

- 第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
 - 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。
- (女性自立支援施設)

- 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。



2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和三十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和三十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。



(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則（略）



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成13年4月13日法律第31号
最終改正 令和7年12月10日法律第84号

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）
- 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条―第二十二条）
- 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）
- 第五章の二 補則（第二十八条の二）
- 第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項



- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

- 第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

- 第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

- 第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

- 第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

- 第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。



(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和二十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。

以下この項において同じ。) (第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。) により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置 (当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置 (位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。) の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。) (同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。) の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置 (以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。) を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子 (以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。) と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居 (当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為 (同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。) をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者 (被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。) の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居 (当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。

以下この項において同じ。) その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等 (被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。) の同意 (当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意) がある場合に限る、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為 (電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。) をいう。

一 電子メール (特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (平成十四年法律第二十六号) 第二条第一号に規定する電子メールをいう。) その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者 (配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫 (被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。) を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。) が、配偶者 (配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。) から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間 (被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物 (不動産登記法 (平成十六年法律第二百二十三号) 第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。) の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令 (以下「退去等命令」という。) の申立てに係る事件は、相手方の住所 (日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所) の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地



3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときであっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときであっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、

又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。



(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は

同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあつては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあつては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。



- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
第百三十三条の三第一項	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
第百三十三条の三第二項	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公益をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
第百六十条第四項	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。



(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者 、被害者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。) 、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 (略)



広島県男女共同参画推進条例

平成 13 年 12 月 21 日条例第 42 号
最終改正 平成 17 年 7 月 6 日条例第 37 号

目次

- 前文
- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 7 条—第 13 条）
- 第 3 章 広島県男女共同参画審議会（第 14 条・第 15 条）
- 附則

少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が緊要な課題である。

このため、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正するなど、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取組が求められている。特に、私たちの広島県は、高次に集積した都市機能を持つ地域が存在する一方で、多くの農山漁村地域を有しており、このような取組に当たっては、多様な地域性に配慮した施策を展開する必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、平和で豊かな広島県を次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における主体的な活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び市町と連携して取り組むものとする。

（県民の責務）

第 5 条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女が相互に協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、男女間における暴力的行為、性的な言動による精神的苦痛を与える行為その他の行為により男女の個人としての尊厳その他の男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。



第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、広島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 県は、施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民等の理解を深めるための措置)

第9条 県は、県民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、必要な啓発活動及び広報活動に努めるものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第10条 知事は、男女共同参画に関し苦情又は相談を受けたときは、必要な助言を行うなど適切に対応するものとする。

(調査研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(年次報告)

第12条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第13条 県は、市町、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進への取組を支援するため、必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を行うように努めるものとする。

第3章 広島県男女共同参画審議会

(広島県男女共同参画審議会)

第14条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、附属機関として広島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一 基本計画に関し、第7条第3項に規定する事項

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則 (略)



廿日市市男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 廿日市市の男女共同参画社会の実現に関する事項について、市長の諮問に応じ調査及び審議を行うため、廿日市市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、「男女共同参画社会」とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織するものとし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならないものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体から選出された者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、生活環境部人権・市民生活課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、市長が招集する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。



廿日市市男女共同参画推進懇話会委員名簿

任期：令和6年7月1日から令和8年6月30日まで

氏名	所属団体等	備考
梅本 光子	廿日市人権擁護委員協議会	
奥田 幸生	廿日市商工会議所	職務代理
梶川 華	学生委員（山陽女子短期大学）	
片元 彰	特定非営利活動法人 ファザーリング・ジャパン中国	
岸 達哉	学生委員（広島修道大学）	
小谷 幸平	学生委員（日本赤十字広島看護大学）	
近藤 令奈	連合広島西部地域協議会	
佐藤 緑	株式会社ハーストリープラス	
地主 好宏	広島労働局廿日市公共職業安定所	
東海 右佐衛門直柄	株式会社中国新聞社	
百田 武司	日本赤十字広島看護大学	
光井 祐子	Firste	
村上 香乃	弁護士法人 緒方総合法律事務所	
矢野 房江	廿日市市女性連合会	
山川 肖美	広島修道大学	会長

(50音順)

委員 15名（女性8人、男性7人 構成比 5.3 : 4.7）



廿日市市男女共同参画推進本部会設置要綱

(設置)

第1条 廿日市市の男女共同参画社会の実現に関する施策を、総合的かつ効果的に推進するため、廿日市市男女共同参画推進本部会（以下「本部会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、「男女共同参画社会」とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

(所掌事務)

第3条 本部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定及び当該計画に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査、企画及び総合調整に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 本部会は、副市長、教育長、廿日市市部設置条例（昭和63年条例第5号）第1条に規定する部の長、消防長、教育部長及びその他市長が認める者をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第5条 本部会に、本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は生活環境部の事務を担当する副市長とし、副本部長は他の副市長とする。
- 3 本部長は、本部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 本部会の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者に本部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 第3条の所掌事務の具体的事項を協議、調整するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、廿日市市決裁規程（昭和63年4月1日訓令第4号）第2条第13号に規定する幹事課長をもって組織する。
- 3 幹事会は、生活環境部人権・市民生活課長が主宰する。

(策定ワーキング)

第8条 第3条の所掌事務のうち、基本計画策定に関する事項を調査研究するため、策定ワーキングを置く。

- 2 策定ワーキングは、関係課等の職員で組織する。
- 3 策定ワーキングは、生活環境部人権・市民生活課長が主宰する。

(庶務)

第9条 本部会、幹事会及び策定ワーキングの庶務は、生活環境部人権・市民生活課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部会の運営に関し必要な事項は、本部長が本部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



廿日市市男女共同参画推進本部会委員名簿

職名	氏名	備考
副市長	村上 雅信	本部長
副市長	原田 忠明	副本部長
教育長	生田 徳廉	
総務部長	二神 敏彦	
危機管理担当部長	宮原 寛	
経営企画部長	渡部 孝彦	
地域振興部長	光井 栄造	
中山間地域振興担当部長	小田 和歳	
生活環境部長	橋本 知明	
産業部長	木下 英治	
健康福祉部長	森本 真澄	
子育て担当部長	田村 恭宏	
建設部長	池下 由晃	
都市建築担当部長	長崎 聖	
都市再生担当部長	胡 孝行	
教育部長	畑板 純子	
消防長	佐川 智弘	



一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち（第3次廿日市市男女共同参画プラン）策定

職員ワーキング委員名簿

課名	職位	氏名
人事課	職員健康係長	伊藤 拓哉
地域振興課	地域振興係長	平野 雄大
まちづくり支援課	課長補佐兼まちづくり支援係長	對中 智博
産業振興課	産業企画係長	原田 大輔
産業振興課	主任主事	高野 愛子
健康福祉総務課	福祉企画係長	山本 京太
こども課	企画推進係長	尾之上 陽介
子育て応援室	専門員	依田 朋子
学校教育課	生徒指導係長	濱田 真司
生涯学習課	課長補佐兼生涯学習推進係長	徳田 久美

一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち（第3次廿日市市男女共同参画プラン）策定の経緯

と き	取 組	策定ワーキング	推進本部会 （廿日市市男女共同 参画推進本部会）	懇話会 （廿日市市男女共同参画 推進懇話会）
令和 6 年度 (2024)	8月		8/19（第1回） プラン策定について	
	9月			9/6（第1回） プラン策定について アンケート案の意見交換
	10月 11月	10/23～11/15 ・市民アンケート実施 （対象 2,000 人、回収 731 人） ・若者アンケート実施 （対象 1,000 人、回収 252 人） 10/17～11/15 中・高校生アンケート実 施 （対象：1,808 人、回収 1,097 人） 10/23～11/15 事業所アンケート実施 （対象 200 事業所、回収 59 事業所）		
	3月			3/18（第2回） アンケート結果報告
	5月		5/27（第1回） 職員ワーキング 取組の検討	
令和 7 年度 (2025)	7月		7/7（第1回） アンケート結果報告、 現状と課題、基本目 標、体系、プラン名	7/14（第1回） 現状と課題、基本目標、体 系、プラン名
	8月		8/28（第2回） 職員ワーキング 取組、成果指標の検討	
	10月			10/28（第2回） プラン名、実施計画、重点 施策、数値目標等
	12月	12/11 市議会総務常任 委員会説明		
	1月	12/12～1/12 パブリックコメント		1/22（第3回） プラン案最終確認
	2月			2/2（第2回） プラン案承認
	3月	一人ひとりが輝く生き 方応援プランはつかい ち（第3次廿日市市男女 共同参画プラン）の策定		

**一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち
(第3次廿日市市男女共同参画プラン)**

令和8(2026)年3月発行

廿日市市 生活環境部 人権・市民生活課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

TEL 0829-30-9136 FAX 0829-31-0133